

# 第二期中期目標期間の 事業報告書

平成23年6月

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

## 目 次

I. 中期目標期間	4
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
A. 共通事項	5
1. 戦略的な人材育成の推進	5
2. 戦略的な広報の実施	5
3. マネジメントの改善	6
B. バイオテクノロジー分野	7
1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務	8
(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供	8
(2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築	11
(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献	12
(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築	13
(5) 特許微生物の寄託業務	16
2. カルタヘナ担保法関係業務	17
C. 化学物質管理分野	18
1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務	18
(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供	19
(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供	20
2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務	21
(1) 化学物質のリスク評価等	21
(2) リスク評価手法等の調査と手法開発	23
3. 化学物質審査規制法関係業務	23
(1) 化学物質審査規制法施行支援	23
(2) 立入検査等	25
4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務	26
(1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援	26
(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析	27
5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務	28
(1) 国際機関による検査等への立会い	28
(2) 立入検査等	28

D. <u>適合性認定分野</u> .....	29
1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務 .....	30
(1) 認定機関の信頼性確保 .....	30
(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大 .....	31
(3) 国際相互承認の維持 .....	31
(4) 標準物質情報の提供 .....	32
2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務 .....	33
(1) 法令に基づく認定業務 .....	33
(2) 社会ニーズに基づく認定業務 .....	34
(3) 定期検査等 .....	35
3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務 .....	35
(1) 法令に基づく認定関係業務 .....	35
(2) 国際提携関係業務 .....	38
E. <u>生活安全分野</u> .....	38
1. 製品安全関係業務 .....	39
(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等 .....	39
(2) 国内外の関係機関との連携 .....	40
(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等 .....	41
(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究 .....	42
2. 標準化関係業務 .....	42
(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化 .....	42
(2) 製品の安全確保のための標準化 .....	43
(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供 .....	44
3. 講習関係業務 .....	45
(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務 .....	45
(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務 .....	46
4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務 .....	46
F. <u>その他業務</u> .....	48
III. <u>業務運営の効率化に関する事項</u> .....	49
1. 効率化による経費の削減 .....	49
2. 人件費の削減 .....	50

3. 外部能力の活用 .....	51
4. 機動的な内部組織の構築と人員配置 .....	53
5. 業務の電子化の推進 .....	53
<b>IV. 財務内容の改善に関する事項</b> .....	<b>54</b>
<b>V. その他業務運営に関する重要事項</b> .....	<b>56</b>

## 第二期中期目標期間の事業

### [中期目標]

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から不可欠な、生物多様性の確保、化学物質の管理、消費生活用製品の安全等といった広範囲な政策や技術的法規制の執行を担うとともに、こうした業務を通じて得られる技術的情報の収集・評価を行い、社会的基盤として整備することを目的とした特定独立行政法人として設立された。

これまで機構は、我が国の収集・保存・提供の中核機関として微生物遺伝資源業務を短期間で立ち上げるほか、化学物質管理法令の施行において省庁の枠を超えた事務の統合による合理化を実現するとともに、多様な技術的法執行事務を着実に実行することにより、行政の効率化とともに安全で安心な国民生活の実現に大きく貢献してきた。

第二期中期目標期間においては、近年における科学技術の急速な進展や、それらに伴う生活の多様化等、社会経済情勢の変化を背景として、安全・安心な国民生活を確保していくためには、関連する各種法律の見直しや新たな法律の制定、条約への加盟等を通じた、きめ細かな行政的対応が必要となっており、国民生活の安全・安心に不可欠な技術的情報の収集・提供や、広範囲な技術的法規制の執行を担う中核機関たる機構の業務は、ますますその重要性が高まるとともに、業務量の増大が見込まれる。

このような状況の下、機構はその課せられた役割を的確に実施していくため、国民、産業界からの情報の受信機能を高め、信頼性の高い総合的な技術に関する情報の発信基地として国民生活と産業活動をつなぐ情報の収集、高度化、評価、整理、提供を行い、もって経済産業政策の一翼を担い、透明性の高い社会の実現と国民生活の安全・安心の実現に貢献することを目指すものとする。

### [中期計画]

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間における中期目標を達成するための計画は、以下のとおりとする。

## I. 中期目標期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

## II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### A. 共通事項

#### 1. 戦略的な人材育成の推進

[中期目標]

業務内容の高度化及び専門化並びに企画立案機能の強化に対応するため、必要となる人材像を明らかにするとともに、これに向けたキャリアパスを考慮した、中長期的視点に立った戦略的な人材の育成、登用を図る。

[中期計画]

職員の技術能力及び企画立案能力の向上のため、必要となる人材像に向けたキャリアパスを考慮しつつ、内部教育訓練を積極的に実施するほか、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、中長期的視点に立った戦略的な人材育成を図るため、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の関係機関との人事交流、国際会議等への若手職員の派遣、専門的能力を有する人材の登用等を積極的に行う。

[中期実績]

機構職員が、階層に応じた資質と各種専門能力を習得し、「広い視野」と「高い適応能力」を持って質の高い業務を遂行するため、NITE長期ビジョンに沿ったキャリアパスの見直し、職務行動評価の本格実施、自発的なチャレンジ課題の設定と自己研鑽研修への支援制度の創設、4分野横断的な社会リスク検討を行ったほか、各階層別研修の計画的実施、各種勉強会の開催、若手職員の国際会議等への積極的参加を推進し、中長期的な視点に立った戦略的な人材育成を推進した。

#### 2. 戦略的な広報の実施

[中期目標]

機構の業務内容とその成果及び重要性について、広く国民に理解が浸透し、機構の発信する技術に関する情報がより広く活用されるよう戦略的な広報を行う。

[中期計画]

機構の業務内容とその成果や重要性について、広く国民に理解が浸透し、機構の発信する技術に関する情報がより広く活用されるようにするため、広報戦略を策定し、これに基づいた広報を行う。

#### [中期実績]

○ 新聞、テレビなどの主要なマスメディアをターゲットとした広報戦略により、製品安全センター、バイオテクノロジーセンターを中心に、業務活動や業務成果が数多く取り上げられ、機構の業務に対する国民の理解を深めるとともに、業務成果が活用される機会を広く提供した。

- ・ プレス発表は、月1回以上のペースで実施
- ・ 新聞掲載件数の増加 175件(18年度)→382件(22年度)
- ・ テレビ放送件数の増加 23件(18年度)→191件(22年度)
- ・ 報道関係者を対象とし機構の技術的・専門的な業務内容を解説する場として、「NITE懇話会」を21年度より開催。

○ 各部門の業務活動や業務成果を知らせるための業務広報を積極的に展開した。

- ・ 積極的な成果発表会の開催  
延べ522人、3回(18年度) →延べ1,174人、5回(22年度)

### 3. マネジメントの改善

#### [中期目標]

各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るとともに、自主性、自発性を高め得る目標管理制度への更なる改善・定着を図る。

#### [中期計画]

各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、分野横断的な戦略構築と運営機能を高める組織体制の整備を行うとともに、自主性、自発性を高め得る目標管理制度への更なる改善・定着を図る。

#### [中期実績]

○ 各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、機構の運営に関する重要事項の基本方針検討及び事業執行に係る判断を行う運営会議(理事長、理事、各分野の長等で構成)を設置した。また、意思決定プロセスへ若手・中堅職員を参加させる企画委員会を設置し、ボトムアップの体制を構築した。(18年度)

○ 更なるマネージメントの改善を図るため、法人の目標達成を阻害する要因をリスクと位置づけ、トップマネジメントの下、すべての職員がリスク低減に向けた継続的な取組を行うよう、職務上の行動指針の策定をはじめ、役職員に日常の業務活動においてリスク等を意識する仕組みづくりを行うことによって、内部統制システムの構築、整備・運用を図った。

○ 統制環境の整備として、基本理念(18年度策定)に引き続き、新たに職員行動指針及びリスク管理方針を20年度に策定し、職員に周知徹底を行い、組織の気風を明確にするとともに、すべての職員の意識向上を図った。

また、統制活動の整備として、業務管理シートの運用では、目標管理制度に加え、人員・予算・リスク管理も併せて、統合管理することを実現した。

○ 組織価値の向上を図るため、長期ビジョン、第3期中期計画、全体戦略、部門戦略を策定するプロセスに、若手職員を中心に数多くの職員が参画し、検討できる仕組みを提供し、全所的な検討を行った。その結果、長期ビジョンから職員一人ひとりの業績目標まで一貫した目標設定が達成でき、第3期以降の業務の方向性が組織的に一体化された。

また、今回の取り組みによって、職員と経営陣、職員間のコミュニケーションの活性化が図られるなど副次的効果を生まれた。

○ 毎週の運営会議、半期ごとの理事長ヒアリング、リスク管理委員会等を活用して、リスクを積極的に洗い出し、把握し、組織横断的に情報共有を図った。

○ 自主性、自発性を高め、職員がより積極的に自らの業務に取り組めるよう、目標管理制度目標について、通常業務と課題に分けて設定できるよう改善を行うとともに、新制度に関する説明会を各所で行った。(18年度)

○ 講習事業の関係書類の廃棄において、外部委託事業者による不適切な処理が判明したことから、本件事案が生じた原因を究明し、個人情報 の適正な取扱いの確保及び個人情報の漏えい事故等の未然防止の観点から、外部有識者で構成した第三者委員会を設置し、今後不適切な処理が行われないよう、再発防止措置、安全確保の措置等を講じた。(21年度)

○ 試験所の技術的能力等の審査に用いる書類の一部を、当該審査業務に携わる非常勤職員が電車内に置き忘れたことについて、ホームページに書類の紛失についての事実を公表するとともに、直ちにすべての常勤・非常勤職員に対して情報の取り扱いや、紛失事故発生の場合の対応について、周知徹底するなどの措置を講じた。また、RCA手法を用いて根本原因分析を行い、その結果に基づいて実施要領、手順書等のマネジメントシステム文書の見直し、職員の教育、危機管理の具体的手順化等の再発防止対策を検討し、策定した。(22年度)

○ ガス消費機器設置工事監督者資格講習修了試験の出題問題に誤りがあることが判明したことについて、ホームページ上で出題の誤りについて公表するとともに、試験問題作成のチェック体制、再発防止策について検討を行い、その結果を原子力安全・保安院に報告した。(22年度)

○ 資格講習修了試験の出題問題の誤り、認定業務における審査書類の置き忘れについては、適切なタイミングで幹部に報告されず組織的対応が遅れたことから、機構の組織文化まで立ち返った根本原因分析と、対応策を検討した。(22年度)

対応策に従い、組織文化の向上、統制環境の整備を図るための基本ルールを策定あるいは見直しを行い、統制活動を支援する仕組みを構築、運用することで、職員のリスクの予見力、危機管理対応能力等のスキル向上を図ることとしている。

## B. バイオテクノロジー分野

[中期目標]

バイオテクノロジーは医薬、食料、環境等多様な分野において様々なポテンシャル

を有する技術として急速に発展している。特に少子高齢化が進展し、環境問題が深刻さを増す中で、バイオテクノロジーの貢献がますます期待される。そのような中で、我が国の政策として、バイオテクノロジーによる新たな産業、市場を創出し、国民のニーズの実現と我が国の競争力の確保に資することが重要である。また、我が国が強みを有する微生物等の分野を始め、バイオテクノロジーの研究開発及びその成果の実用化を進める上で、微生物等の生物遺伝資源の収集・ゲノム解析、天然化合物の確保及びそれらの資源の利活用が重要である。

以上の背景の下、機構は、我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として、生物多様性条約の発効により多様な生物遺伝資源を整備し利用することが困難になっている状況も踏まえつつ、人材の育成・確保による技術力の向上や国内外の生物遺伝資源機関との連携体制を構築・強化すること等を通じて、研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存するとともにその提供体制を強化すること等により生物遺伝資源の利用拡大を推進する。また、国内及びアジア諸国に分散している生物遺伝資源の有効利用を図るため、それら情報を集約し提供する世界有数の生物遺伝資源機関ネットワークを構築し、その中核的拠点となる。さらに、生物遺伝資源機関としての技術やノウハウを活用しつつ、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査等を実施する。

これら業務の実施を通じ、微生物の収集・保存・提供機能、ゲノム解析機能及び国内外とのネットワーク機能等を融合させた微生物に関する世界最高レベルの機能を有する生物遺伝資源機関を目指し、バイオテクノロジーの研究開発及びその成果の実用化の推進に貢献するとともに、法の適正な執行に貢献することを期待する。

## 1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

### (1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

[中期目標]

研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存・提供を行うため以下の業務を行う。

#### ① 有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

これまでにない利用価値の高い微生物収集のため、国内外において新規機能を有する可能性が高いと思われる環境において微生物を探索・収集、日本への移転を行い、約3万株の微生物を収集し、その提供体制を整備する。

#### ② 他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

大学や企業等の研究により論文等で報告された微生物のうち利用価値が高く産業利用可能な微生物約1万株を収集し、提供体制を整備する。

#### ③ DNAクローンの収集・保存・提供

ゲノム解析の成果物や、大学や企業の研究成果としてのDNAクローンについて、その有用性を考慮し収集・保存、提供体制を整備する。

#### ④ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

新規有用機能獲得のためのスクリーニング材料として微生物を大量に提供する

ための効率的な体制を整備し、利用を促進する。

#### [中期計画]

研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存・提供を行うため以下の業務を行う。

##### ① 有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

これまでにない利用価値の高い微生物の収集のため、国内においては、新規機能を有する可能性が高いと思われる環境に生息する微生物の探索・収集を行う。海外においては生物多様性条約による制約下において、生物多様性の豊富なアジア諸国において新たな有用機能を持つ可能性が高い放線菌、菌類等を中心に探索・収集し、日本への移転を行う。以上により、国内外あわせて約3万株の微生物を収集し、その提供体制を整備する。

##### ② 他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

大学や企業等の研究により論文等で報告された微生物のうち利用価値が高く産業利用可能な微生物約1万株を国内外の大学、研究機関、企業等からの寄託や交換等により収集し、提供体制を整備する。

##### ③ DNAクローンの収集・保存・提供

ゲノム解析の成果物や、大学や企業の研究成果としてのDNAクローンについて、その有用性を考慮し、ユーザーニーズを踏まえた収集・保存、提供体制を整備する。

##### ④ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

ユーザーニーズを踏まえた生物遺伝資源の提供を行い、利用促進を図るため、新規有用機能獲得のためのスクリーニング材料として微生物を大量に提供するための効率的な体制を整備する。

#### [中期実績]

##### ① 有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

中期目標数3万株を上回る有用機能等の探索源となる微生物約3.5万株を収集・保存した。国内においては、各地の土壌、強酸性土壌、砂、腐朽木、リター、薬用植物、海藻、ナマコ、ホヤ、イソギンチャク、昆虫等の試料から菌株の分離を行った。海外においては、アジア4カ国（モンゴル・インドネシア・ベトナム・ブルネイ）と二国間による微生物探査プロジェクトにより、日本にはない環境（乾燥地域、塩湖、熱泉、熱帯雨林の土壌、落葉）および発酵食品からの菌株の収集・保存、石油分解細菌等の産業有用機能菌の収集・保存を行った。

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存実績

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	第二期累計

6,697	5,033	4,413	10,447	7,988	34,578
-------	-------	-------	--------	-------	--------

また、生物多様性条約（CBD）を遵守した微生物移転合意書（Material Transfer Agreement：MTA）により国内企業および大学と個別に契約し、収集した微生物の提供を行った。

② 他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

中期目標数を上回る有用機能等の探索源となる微生物約1万株を収集・保存した。特に、エタノール生成菌や食経験のある酵母等の産業ニーズが期待される微生物の収集・保存を行った。

他機関の研究成果である微生物の収集・保存実績

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	第二期累計
1,239	3,935	1,337	1,844	1,862	10,217

また、メルマガや各種学会への出展等積極的な広報活動により企業および研究機関などへの微生物の分譲株数は、22年度には過去最高の分譲数8,923株（第一期末比23%増）となった。

分譲株数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	第二期累計
8,019	7,241	7,798	8,320	8,923	40,301

③ DNAクローンの収集・保存・提供

ゲノム解析株のDNAクローンおよび提供用ゲノムDNAの収集および提供を行った。また、19年度より世界最大規模のヒトタンパク質発現用クローンの提供を開始し、ヒトcDNAクローン、ヒトGatewayクローンの提供を行った。

④ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

【ISO9001の認証取得・維持・継続】

生物遺伝資源機関としての品質を国際的な水準とするため、ISO9001によるマネジメント認証を18年12月に生物遺伝資源部門で取得し、毎年定期審査を受け、継続が認められている。

【東北支所でのバックアップ】

植物防疫法に基づく保管管理の許可を受け、対象となる海外で収集した微生物を含め、新たに収集した微生物株等を東北支所に移送し、バックアップとして保管管理を行った。

【講習会の開催】

20年度および21年度に生物遺伝資源の利用を促進するための普及、啓発活動として、微生物変異原性試験（BMS）研究会と共同で、Ames試験（復帰突然変異試験）の試験方法および試験検定菌の取り扱いについて講習会を開催した。22年度には、利用者から要望のある微生物の基本的な取り扱いに係る実験講習会を開催し、微生物の利用促進を図った。

## (2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

### [中期目標]

我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として、国内及びアジア諸国に分散している様々な特徴を持った生物遺伝資源の有効利用を図るため、国内及びアジア諸国における生物遺伝資源機関ネットワークの中核的拠点として生物遺伝資源に関する様々な情報を集約し、我が国の利用者が的確かつ効率的に活用できる体制を整備する。また、経済協力開発機構（OECD）の提唱する国際的生物遺伝資源機関ネットワークの構築に貢献する。

### [中期計画]

国内及びアジア諸国に分散している様々な特徴を持った生物遺伝資源の有効利用を図るため以下の業務を行う。

#### ① 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

国内生物遺伝資源の有効利用を図るため、微生物に関する生物遺伝資源機関との連携を強化し、生物遺伝資源に関する様々な情報を収集・整備した統合データベースを構築する。

#### ② アジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

アジアの生物遺伝資源の有効利用を図るため、機構が中核となり発足したアジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制を強化・推進し、この枠組みを活用し、機構を中核的拠点としてアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークを構築する。

#### ③ GBRCN枠組み構築への貢献

経済協力開発機構（OECD）が提唱する国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク（GBRCN）の枠組み構築活動に参加する。

#### ④ データベース等の充実と情報等の利用促進

機構が保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進するため、カタログやデータベース等を整備・充実させ、学会、インターネット、雑誌等への発表等を活用した広報活動等を行う。

### [中期実績]

#### ① 国内生物遺伝資源機関とのネットワーク構築

18年7月よりNBRCが運営・管理の主体となり、日本微生物資源学会（JSCC）参加23機関中機構を含めた主要4機関のデータを統合したデータベース（JSCCオンラインカタログ）をインターネット上に公開し、データのアップデート等のメンテナンスも実施している。公開微生物総数は、22年度末で58,518株である。

#### ② アジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

機構が中心的役割を担い、アジア各国の生物遺伝資源機関（BRC）のネットワークである「微生物資源の保存と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」において、年1回会合を開催し、各国の多様な微生物の利用、BRCデータベースの構築、生物資源の移転と利益配分のあり方等について意見交換を行った。ACM会合内で開催される生物資源情報管理タスクフォースでは、微生物株データの統合検索システム（ABRCN）を構築・運用している。22年度末にはNBRC株13,113株に加え、中国9,558株、韓国5,466株、タイ1,088株およびフィリピン4,023株の検索が可能となっている。

### ③ GBRCN 枠組み構築への貢献

OECDバイオテクノロジー作業部会、BRCタスクフォース会合に専門家として出席し、国際的ルール作りに貢献するとともに、世界微生物株保存連盟（WFCC）主催のシンポジウムにおいて機構職員が座長を務め、グローバルBRCネットワーク構想の普及に貢献した。

また、BRCを認証する国際的制度の確立を目的とし、OECDが生物資源の品質基準や組織の運営方法などを定めたベストプラクティスガイドラインに、各国のBRCが準拠できるかを検証するGBRCN実証プログラムに参加し、同プログラムの認定制度の検証を着実に実施した。

### ④ データベース等の充実と情報等の利用促進

新たに保存された微生物および解析されたゲノム情報をカタログデータベースに追加し整備・充実を図った。また、21年度にはカタログ第1版以降新たに保存された微生物菌株データを最新の情報に更新し、3,758株を追加した第2版を出版した。

21年度より各課から人員を集結して利用促進に係るチームを立ち上げ、NBRC株の利用促進を目的としたパンフレットやチラシの作成、およびそれらのイベントや学会等での配布、PRを行い、NBRCの認知機会を増やすことによる利用促進を図った。また、機構の生物遺伝資源の保存方法、培養方法等利活用に関する様々な情報を利用者に提供するため、メールマガジンの隔月での配信を行った。その結果、第1期末の分譲数に比べ、23%増となる約9千株の分譲を行うことができた。

## (3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

### [中期目標]

生物遺伝資源の利活用を促進するため、生物遺伝資源機関としての基本的機能であるゲノム解析をはじめとする能力を充実させ、機構が保有する生物遺伝資源のうち世界的に未解析である分類群を代表する微生物のゲノム解析を行う。また、これまで蓄積してきた技術やノウハウを基に社会的・政策的に意義のある微生物のゲノム解析等や共同研究を実施することにより、様々な社会的課題の解決に資する。

### [中期計画]

生物遺伝資源の利活用を促進するため、機構が保有する生物遺伝資源に対して分子系統解析、分類上基幹となる微生物のゲノム解析等を実施し、情報を整備する。

また、産学官の有識者等の意見も踏まえ、社会的・政策的意義が高い微生物等のゲノム解析等を、機構が培ってきた技術やノウハウを活用し、学术界・産業界等との共同研究等により実施する。

[中期実績]

【機構が保有する微生物株のゲノム解析】

生物遺伝資源に関する情報を整備し、付加価値を高めて利活用を促進するため、機構保有の微生物株の中から、分類上の基幹となるもの（系統分類上の基準となる株、潜在的な利用価値の高い分類群の標準株）を選定し、大学、企業等の共同事業先等と協力し、ゲノム解析（遺伝子領域・機能の推定、遺伝子の発現解析等）及びそれらのデータベース化を行った。22年度末で31菌の塩基配列が決定している。

【社会的・政策的に価値の高い微生物のゲノム解析】

インフルエンザウイルスの大規模解析について、季節性インフルエンザゲノム解析を毎年行い、合計2,676株のゲノム解析を行った。さらに21年度より、新型インフルエンザへの対応を開始し、合計274株のゲノム解析を実施し、配列データの取りまとめ、系統解析、薬剤耐性変異・強毒化変異の有無についても解析を行い、新型及び流行性インフルエンザの監視に役立てられた（感染研との共同事業）。また、これらの成果は、WHOのインフルエンザワクチン選定会議や、インフルエンザ薬耐性株サーベイランスネットワーク会議へ資料として提供され、流行株の正確な予測や薬剤耐性株の監視体制の強化などに役立った。

#### (4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

[中期目標]

生物多様性条約の発効により入手や利活用が困難となっている海外生物遺伝資源の産業利用の推進を可能とするため、我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関としてアジアを中心とした関係各国との二国間の協力体制の構築や連携を強化し、我が国の研究機関や民間企業が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を整備する。

[中期計画]

生物多様性条約の発効により入手や利活用が困難となっている海外生物遺伝資源の我が国における持続的な利活用のため、アジア諸国と生物多様性条約を踏まえた微生物の利用に関する二国間協定（MOU）の締結や共同事業契約（PA）等を通じ、海外資源国との連携を強化する。

[中期実績]

アジア諸国との二国間協力事業については、新たにモンゴル・ブルネイとの関係を

構築し、アジア資源国6カ国とMOUを締結しアクセスルートを拡大することにより、国内の微生物資源には見られない特性を有する微生物資源にアクセスする機会を産業界等に提供（企業との合同探査 延べ13社）した。

#### 【ベトナムとの協力関係について】

##### ① 微生物探索

日本企業3社が参加し、放線菌500株、菌類88株、カビ412株を分離・選択し、機構を経由して企業に移転した。また、微生物の分類学、生態学に関する技術協力に加え、ベトナム側の要望を受け、バイオマスに活用できる微生物（糸状菌・放線菌）の探索を実施し、ベトナム側へ技術移転を行った。

##### ② 研究者の招へい

5年間で合計10名のベトナム微生物プロジェクトメンバーの研究者を機構へ招へいし、共同事業を実施した。

#### 【モンゴルとの協力関係について】

##### ① 微生物探索

18年6月にモンゴル科学院とMOUを締結し、同院生物研究所とPAを締結した。日本企業等2社が参加し、酵母77株及び細菌164株、カビ300株を分離・選択し、機構を経由して各社に移転した。また、日本企業の要望に応じて、機構職員が日本企業の研究者とともに、遊牧民のゲルを訪問して乳製品を得る等各種乳製品から微生物を収集することで、企業による食経験のある乳酸菌と酵母の収集活動を強化することができた。これにより、日本企業による新たな食品開発を可能とした。また、モンゴルの地理的特性を活かし、一度に多彩な環境（乾燥地域、熱泉、塩湖等）での探索も行い、効率的な微生物の収集を行った。

##### ② 研究者の招へい

5年間で合計7名のモンゴル微生物プロジェクトメンバーの研究者を機構へ招へいし、共同事業を実施するとともに、微生物の同定に関する能力構築を行った。

#### 【ブルネイとの協力関係について】

##### ① 微生物探索

ブルネイ王国産業一次資源省（MI PR）と20年7月にMOUを、21年12月にPAを締結した。

##### ② 研究者の招へい

22年度に共同研究先等のメンバー3名を招へいし、微生物の同定に関する研究を行い能力構築を行った。

#### 【インドネシアとの協力関係について】

##### ① 生物遺伝資源機関との連携

20年度に6年間にわたる技術協力（微生物の分離同定法等）に係る報告書を作成した。

##### ② 研究者の招へい

18年度から20年度にかけてインドネシア微生物探索プロジェクトのメンバー合計9名を招へいして機構で共同事業を実施した。また、18、19年度には、インドネシア石油分解プロジェクトのメンバーを合計5名招へいし、インドネシアか

ら分離された微生物の石油分解遺伝子の探索、当該遺伝子による石油炭化水素の分解能の解析などについて共同研究・技術移転を実施した。

21, 22年度にはJICAの制度を活用して、インドネシア科学院(LIP I)生物学研究センターより各年度1名の職員を受け入れ、研修を行った。

#### 【タイとの協力関係について】

##### ① 生物遺伝資源機関との連携

タイ国遺伝工学バイオテクノロジーセンター(BIOTEC)と締結したMOUおよびPAに基づき、微生物の分類および利用に関する共同事業を実施した。具体的には、基準株等の菌株交換や乳酸菌、半水性菌、バイオ燃料酵母等産業目的に特化した共同研究を実施し、これらの成果を公表している。

##### ② 研究者の招へい

5年間で合計7名の研究者をBIOTECから機構へ招へいし、共同事業を実施した。

#### 【中国との協力関係について】

中国科学院微生物研究所との間で締結したMOUに基づき、新種発表に必要な菌株の寄託や比較対象株などのコレクションの交換を実施することで、日中双方のコレクションを強化した。

#### 【韓国との協力関係について】

韓国(KACC)と韓国で分離された未同定微生物株の分類学的研究、微生物分類手法の開発、微生物株の双方のコレクションへの保存の共同研究を実施し、NBRC株の収集数を増やすとともに、韓国側コレクションの増強に協力した。22年度には187株の提供と20株の寄託を受けた。

#### 【ミャンマーとの協力関係について】

18年度に起きたミャンマーでの首都移転、大臣交代に伴う混乱により、微生物探索の許可がおりず中止している。

#### 【生物多様性条約締結国会議(COP)への対応】

19年度は、アクセスと利益配分(ABS)に関する作業部会(WG ABS-5及びWG ABS-6)に参加した。20年度には、第9回生物多様性条約締結国会議(COP9)に参加し、その動向を把握するとともに、EUにおける生物多様性条約(CBD)に対応した微生物の移動に関する取り決めについて、その動向を調査した。21年度には、ABSに関する作業部会(WG ABS-7、WG ABS-8及びWG ABS-9)に参加し、特に生物資源の利用国と提供国との間で意見の異なる国際的制度(IR)に関する議論の動向と、代表的な利用国であるEU提案について情報を収集し、政府機関、企業、団体等へ情報提供を行った。

22年度には、第10回生物多様性条約締結国会議(COP10)のサイドイベントを、経済産業省、JBA、機構の共催で開催した。この中で、インドネシア、モンゴルにおける機構のABSの取り組みや、ACM7で合意された、微生物資源の有用性と微生物保存提供施設の果たす役割の重要性についての声明であるかずさステートメントの紹介を行った。また、COP10中に開催された生物多様性交流フェアの経済産業省ブースにおいても、機構と相手国政府機関等との間で、生物遺

伝資源の移転や利益配分に関する包括的覚え書き（MOU）を結び、その下で具体的な技術移転等のプロジェクトを実施するN I T EモデルのABSの取り組みを紹介した。COP10開催前および開催中において、多くのマスコミの取材を受け（テレビ放送14回、新聞掲載等21件）、ボンガイドラインに基づくABSの実例として、機構の取り組みを例に紹介し、日本政府のCOP10、ABS対応を支援をした。

## (5) 特許微生物の寄託業務

### [中期目標]

特許微生物の有効利用のため、特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、微生物の特許寄託業務を的確に実施する。

### [中期計画]

特許微生物の有効利用のため、特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた、寄託者にとって信頼性と利便性の高い特許寄託体制を構築し、微生物の特許寄託業務を的確に実施する。

### [中期実績]

#### 【受託範囲の拡大】

産業界、試験研究機関、大学等各分野の寄託者から、動物細胞等への寄託範囲の拡大を求める強い要望に応え、特許庁等関係機関との間で手数料等の折衝、動物細胞用実験室の整備等を行い、19年2月1日から動物細胞及び受精卵の受託を開始した。

#### 【特許微生物の寄託等事業の実施】

特許寄託微生物の受領、特許寄託微生物の分譲、東北支所へのバックアップの実施など特許微生物寄託等事業を着実に実施した。また、機構の知名度向上、特許寄託制度への理解を深めること及び新規ユーザーの獲得を目的に、学会・イベントへの参加、企業・大学等への出張説明、パンフレット等の配布、ホームページの充実等の広報活動を積極的に行った結果、全体の特許微生物寄託件数が減少しているにもかかわらず、着実にN I T E特許微生物センター（NPMD）への寄託件数を増やした。

#### 特許微生物受領件数

	国内寄託	国際寄託	合計
18年度	104	30	134
19年度	174	31	205
20年度	169	51	220
21年度	175	58	233
22年度	126	75	201

第二期累計	748	245	993
-------	-----	-----	-----

### 【寄託者の負担軽減について】

19年度に特許庁において寄託者の負担の軽減を図るべく「寄託制度の運用に関する調査研究委員会」が発足したことを受け、NPMDとして、実施可能な負担軽減案の提案等を行った。翌20年度には寄託者への負担軽減の具体策として、寄託サンプル数削減を検討し、世界知的所有権機関（WIPO）への手続を経て寄託サンプル数を削減した。（微生物：20本→10本、動物細胞・受精卵：20本→12本）

### 【業務規程の改正】

21年3月の「日本国における国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱」及び「特許微生物寄託当事業実施要綱」改正、21年7月施行に備えて、業務規程の改正を行った。

### 【特許寄託機関の統合】

22年度に、経済産業省行政事業レビュー、行政刷新会議等において産業技術総合研究所特許生物寄託センター（IPOD）との統合が明記されたことを受けて、IPODの機構への一元化統合を行う場合に問題となる事項を抽出し整理を行った。

## 2. カルタヘナ担保法関係業務

### [中期目標]

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ担保法）第32条第1項に基づく立入検査等を的確に実施するとともに、ゲノム解析等に関する技術やノウハウを活用し、法の適正な執行に貢献する。

### [中期計画]

#### (1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ担保法）第32条第1項に基づく立入検査等については、同条第2項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

#### (2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

上記(1)の立入検査等業務を的確に実施するため、ゲノム解析等に関する技術やノウハウを活用し、必要に応じて法施行に係る調査を行う。

### [中期実績]

#### (1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務

カルタヘナ担保法に基づく立入検査等は、経済産業大臣からの指示（法律違反の

未然防止を目的とした立入検査等)に基づき5年間で合計9件実施し、立入検査等の結果は、報告書に取りまとめ、経済産業大臣あてに提出した。

## (2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

### 【遺伝子組換え生物の収去・検出技術の開発】

プラスミドベクターを用いた遺伝子組換え微生物の検出、土壌中及び排水中への遺伝子組換え生物漏洩事故を想定した調査を実施した。これらの調査結果をもとに、カルタヘナ担保法の迅速かつ適正な執行に貢献するため、遺伝子組換え微生物の収去・検出マニュアルを作成し、検証実験により検出技術の有効性を確認した。

また、22年度より、第一種使用等におけるリスク評価を適切に実施するため、環境中に導入する微生物の安全性評価手法と、環境中に導入した微生物による生態系影響評価手法の開発に着手した。

### 【カルタヘナ担保法に基づく大臣確認審査の支援業務】

21年7月から、経済産業省が所管する鉱工業利用分野における第二種使用等の大臣確認申請における審査支援業務を開始した。21年度には327件、22年度には259件の申請について事前の技術的な確認を行った。また、申請までの流れや書類の作成の仕方を解説したマニュアルを経済産業省と連名で作成し、ホームページで公開することにより申請者の負担軽減を図った。

さらに、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正原案を作成した。

## C. 化学物質管理分野

### [中期目標]

化学物質は、豊かな国民生活に欠かせないものであり、また、新産業創出の原動力ともなっている。その一方で、化学物質の環境汚染による問題が生じたことから、法令の整備、国際連合やOECDにおける国際協働、事業者の自主管理の推進が図られてきたところである。化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心な国民生活の実現と産業活動における化学物質の適正な利用を図るためには、化学物質の特性を把握し、化学物質の生産から廃棄に至る過程における人の健康や環境へのリスクの評価を行い、それに応じた適切な管理を進めることが必要である。

このような中で機構は、化学物質に関する、国民における安全性に係る理解の深化、事業者による法令への対応と自主管理、国による管理法令の円滑な施行、及びこれら各層における相互理解の促進等に資するため、化学物質の有害性等の情報を収集、整理し、体系的な情報基盤の整備を行いつつ、化学物質のリスク評価を実施し、これらの情報を分かりやすく、かつ、利用しやすく提供するとともに、法施行支援関係業務を的確に行う。これらの業務の実施を通じて、化学物質総合管理における技術的評価、化学物質総合管理情報の基盤整備提供の中核機関として国民生活の安全・安心に貢献することを期待する。

## 1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

### (1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

#### [中期目標]

事業者による化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法をはじめとする化学物質管理法令の遵守及び自主管理の推進、自治体における化学物質管理、国民における化学物質の安全性に関する理解の深化等のため、約4,800物質を対象として化学物質総合管理情報の追加、更新、維持管理、公開を行う。

新たに追加する物質は、平成17年度に実施した製造・輸入量実態調査の結果に基づき国内で年間100t以上の製造・輸入実績があると判明した化学物質（高分子等の低懸念化学物質を除く。）、新たに化学物質管理法令の対象となった物質等とし、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類に関する情報、有害性に関する情報、国内外の規制に関する情報等、化学物質総合管理に必要な情報を追加する。

これらの情報の整備、公開に際しては、国際的な動向を踏まえ、OECD等国际機関における活動に参画する等により国際的な化学物質管理活動に貢献するよう検討を行う。

#### [中期計画]

事業者による化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）をはじめとする化学物質管理法令の遵守及び自主管理の推進、自治体における化学物質管理、国民における化学物質の安全性に関する理解の深化等のため、以下の業務を行う。

- ① 第一期に収集整備した約4000物質の法規制情報や有害性情報について維持更新を行う。
- ② 平成17年度に実施した製造・輸入量実態調査の結果に基づき、国内で年間100t以上の製造・輸入実績があると判明した化学物質（高分子等の低懸念化学物質を除く。）、新たに化学物質管理法令の対象となった物質等の800物質程度を追加し、有害性情報、暴露情報、製品情報や使用用途の情報、リスク評価等の情報について、信頼性の高い情報源のデータの有無を確認し、適切な情報を収集、整備する。
- ③ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類に関する情報、Japanチャレンジプログラム（注）で得られた情報、化学物質審査規制法所管3省が共有するデータベースの情報のうち公開可能な有害性情報、国内外の規制に関する情報のうち第一期に整備対象となっていなかった法規制情報を追加する。
- ④ OECDで検討が進められているHPVグローバルポータルサイトの整備を始めとする国際情報基盤整備との連携等について検討を行う。
- ⑤ 化学物質総合管理情報に係る国際整合性の確保等のために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うとともに、国際機関等の活動に積極的に参画する。

注：官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムの通称。産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信するプログラム。

#### [中期実績]

- ① 第一期に整備した約4,000物質の法規制情報等の維持更新を着実にを行った。
- ② 製造輸入数量が100t以上の物質や新たに化学物質管理法令の対象となった物質、計1,900物質（中期計画800物質の2.4倍）を追加し、主に各国の政府や国際機関等の公開情報を出典とすることで信頼性を確保しつつ、有害性情報、環境モニタリング情報、用途情報、リスク評価情報等の適切な整備を行った。これにより、累計約5,900物質について情報を整備し公開した。
- ③ 約1,500物質のGHS分類情報及び約130物質のJapanチャレンジプログラムで得られた有害性評価情報を整備したほか、第一期に整備対象になっていなかった、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律や土壤汚染対策法で規制された物質の情報を整備した。化学物質審査規制法所管3省が共有するデータベースのうち、公開可能な情報として、化学物質審査規制法監視化学物質等に関する情報を整備した。
- ④ 国際レベルでの化学物質情報の共有化に資するため、OECDが提案する化学物質評価に必要なデータ項目を有するJ-CHECK英語版を開発し、OECDが運営するポータルサイトに参加（分解性、蓄積性等の情報の提供）、国際レベルでのデータ利用にも貢献した。
- ⑤ OECDが運営するポータルサイトへの参加に当たっては、化学物質総合管理情報に係る国際整合性の確保等を踏まえるべく、OECD化学品合同会合やその傘下の作業部会などに出席し、必要な情報を収集、整理した。また、アジア諸国の化学物質管理情報調査や化学物質総合管理情報に係るデータベース（CHRIIP）のユーザーニーズ調査を行い情報収集を行った。

情報整備に際しては、効率性を踏まえ、CHRIIPの情報の維持更新にアウトソーシングも活用し進めた結果、計画を上回る物質数の追加的な情報の整備を実施できた。これら事業の結果として、アクセス数は、18年度の約530万ページから年々直実に増加し、22年度には、約1,119万ページへと2倍強の増加を見ており、化学物質管理ツールとして大いに利用を図ることができた。

## (2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

#### [中期目標]

化学物質のリスク等に係る国民、事業者、行政機関等相互の理解（リスクコミュニケーション）を促進するため、法施行支援業務や化学物質のリスク評価・管理関係業務などで得られた化学物質の有害性情報、暴露情報、リスク評価結果、各種の評価手法などについて、理解しやすく簡便で利用者に適したツールの整備、提供を行う。

### [中期計画]

化学物質のリスク等に係る国民、事業者、行政機関等相互の理解（リスクコミュニケーション）を促進するため、以下の業務を行う。

- ① 化学物質の有害性情報、暴露情報、リスク評価結果、リスク評価手法等を、インターネットを用いて国民、事業者、行政機関等に理解しやすく、利用できるようなニーズの把握に努めながら、解説文や用語説明などの専用ページを充実させるなどの方法を用いて整備し、提供する。
- ② 国民における化学物質の安全性に関する理解の深化、企業における自主管理の促進、化学物質総合管理情報の利用促進等のため、講演や研修等への講師派遣やパンフレット等の配布による普及啓発活動を行う。

### [中期実績]

- ① リスクコミュニケーションを支援するため、インターネットを用いて、自治体における化学物質管理やリスクコミュニケーション事例に関する情報発信を行い、また、化学物質の有害性情報、暴露情報、リスク評価結果、リスク評価手法等の情報について体験しながら理解を深められるツールとしてリスク評価体験ツールをニーズの把握に努めながら提供した。更に、一般市民向けに化学物質のリスクを解説した資料や身近な化学物質シリーズとして塗料等6種類の化学製品に関する解説資料についても整備、提供を行った。
- ② P R T R データを活用したリスク評価手法の普及推進、化学物質総合管理情報の利用促進を目的としたセミナーの開催や化学物質管理に関する研修会での講演により、企業等における自主管理の促進を図った。更に、化学物質のリスク評価に対する国民の理解増進を目的として、化学物質のリスク評価を易しい文章でわかりやすく解説したパンフレット「化学物質と上手につきあうために・・・」を作成し、学校などに配布をした。

## 2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

### (1) 化学物質のリスク評価等

#### [中期目標]

国民における化学物質のリスク等に係る理解の深化、事業者による自主管理の促進、行政や自治体による化学物質の管理等に資する基盤情報を整備するため、広く環境に存在し人の健康や動植物に影響を及ぼす可能性がある化学物質（化学物質審査規制法監視化学物質約900物質）等について、情報を収集し暴露評価、リスク評価等を行う。

#### [中期計画]

国民における化学物質のリスク等に係る理解の深化、事業者による自主管理の促進、行政や自治体による化学物質の管理等に資する基盤情報を整備するため、以下の業務を行う。

- ① 化学物質審査規制法の監視化学物質約900物質、化学物質排出把握管理促進法の

第1種指定化学物質354物質を対象として製造・輸入量、排出量、有害性情報などを基に、暴露評価、リスク評価を行う対象物質のスクリーニングを行う。スクリーニングの結果、リスクの懸念があり、かつ、優先度の高い物質については、より詳細な情報を収集し、入手可能なデータに応じた暴露評価及びリスク評価を行う。更にリスクの懸念がぬぐえない物質については、より確度の高い情報を収集するための調査検討を行い、詳細な暴露評価をするとともに、必要に応じて管理方法の検討を含め、リスク評価を行う。

- ② これらの物質のほか、新たな知見の集積などによってリスクが懸念されるに至った物質について、所要の情報を収集するとともに暴露評価、リスク評価等を行う。
- ③ リスク評価に必要な製造・輸入量、用途、物理化学的性状、環境モニタリングデータ等の物質情報を調査、整理するとともに、暴露量等の変動によるリスク評価の見直しが速やかに実施できるようこれらの情報を整備、体系化する。

#### [中期実績]

- ①化学物質審査規制法の対象化学物質（一般化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質）のスクリーニング評価手法及びリスク評価手法について検討し、報告書や技術ガイダンスに取りまとめ経済産業省に提案した。このうち、スクリーニング評価手法については、経済産業省、厚生労働省、環境省の3省審議会での了承に向け、審議会資料を作成するなど技術的支援を行った（リスク評価手法については、23年度審議中）。
- ・上記のスクリーニング評価手法による評価に必要な有害性等の情報を整備し、化学物質審査規制法第二種及び第三種監視化学物質（延べ約1,350物質）のスクリーニング評価を実施し、優先評価化学物質88物質の選定に貢献した。
- ・化学物質排出把握管理促進法の第1種指定化学物質354物質のうち、有害性と暴露の観点からスクリーニングし、リスク評価の優先度が高いと判断された16物質について、より詳細な情報を収集して初期リスク評価を行い、結果を初期リスク評価書に取りまとめた（第1期からの累計150物質について初期リスク評価を実施）。これら150物質の評価結果は、ウェブサイトから公開するとともに、最新のPRTTRデータ等に基づき、評価結果について継続的にフォローアップを行った。
- ・経済産業省より依頼を受けて化学物質審査規制法のリスク評価手法の開発を実施していたことから、「PFOS（注1）及びその塩」、「HBCD（注2）」について、有害性情報、使用量や用途、環境モニタリング情報等詳細情報を入手しリスク評価を行った。これらリスク評価結果は、リスク評価書として取りまとめ、経済産業省を経て3省審議会用技術資料として提出、前者については、レジスト、写真感光材料等、化学物質審査規制法に基づく特定用途での利用可否判断のための資料として、また、後者についても、同法に基づく有害性調査指示の判断のための技術資料として利用された。
- ②公開情報や学会参加などにより化学情報関係情報を入手し、リスクの観点から対応すべき物質がないか継続的に監視した。リスクが直ちに懸念されると判断された物質はなかったため、改めて暴露評価、リスク評価等は行わなかったが、内分泌かく

乱物質と疑われている化学物質の規制情報や有害性に関する国内外の研究動向について経済産業省に情報を提供した。

- ③スクリーニング評価やリスク評価への利用のため、監視化学物質等の物質について、製造・輸入量や用途別出荷数量、有害性情報や環境モニタリング情報等を収集、整備するとともに、一般化学物質について、化学物質審査規制法番号とCAS番号の対応リスト（約7万種類）を整備し、CHIPや化学物質審査規制法の製造・輸入数量届出支援システムの辞書データとしてホームページからダウンロード可能とするなどの方法により情報提供した。

注1：ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）の略称

注2：1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカンの略称

## (2) リスク評価手法等の調査と手法開発

### [中期目標]

リスク評価の精度向上及び効率化のため、暴露評価手法、リスク評価手法等について国内外の情報を収集するとともに、必要に応じて評価の目的対象に応じた手法の開発を行う。

### [中期計画]

リスク評価の精度向上及び効率化のため、物性の違いや暴露経路の違いなどのケースに応じた適切な暴露評価手法やリスク評価手法について国内外の情報を調査するとともに、必要に応じて化学物質審査規制法等の法令やその他の目的に対応した手法を検討する。

### [中期実績]

- ・スクリーニング評価、リスク評価に関連して、環境中への化学物質の排出量推計への利用のため、国内法規制、欧米等で利用されている化学物質の用途分類を整理し、産業界の意見も踏まえて改正化学物質審査規制法の届出に用いる用途分類を作成した。
- ・上記の用途分類ごとに、化学物質の製造段階や調合段階などのライフステージ別の環境中への排出量を推計するため、EUの情報やPRTTR情報を解析して、用途別排出係数一覧表を整備した。
- ・GHS表示への利用のため、「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」を作成し、同ガイダンスに基づく暴露量推計のための計算システムとともにホームページから公開した。
- ・製品からの化学物質による室内暴露評価及びリスク評価への活用に向けて、アンケート調査により人の換気行動、消費者製品や家電製品の使用状況等の生活・行動パターン情報を取得、整備した。

## 3. 化学物質審査規制法関係業務

### (1) 化学物質審査規制法施行支援

[中期目標]

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が適正に施行できるよう、新規化学物質の事前審査・確認と事後監視、既存化学物質の安全性評価、化学物質審査規制法対象物質の管理等の実施に必要な技術的評価、有害性評価手法等の開発、基盤情報の整備等を行う。

[中期計画]

化学物質審査規制法に関する法律の適正な施行のため、以下の業務を行う。

- ① 新規化学物質の事前審査・確認と事後監視、既存化学物質点検やJapanチャレンジプログラム等の有害性情報の報告などにより得られた有害性情報の評価等に関する各種調査、資料作成等の支援を行うとともに、化学物質審査規制法対象物質の特定等のために告示物質の範囲の特定や新たに告示する物質の名称の原案作成並びに優良試験所認定制度にかかる適合試験施設の査察などの技術上の支援を行う。
- ② 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の管理に関する支援や既存化学物質等の製造・輸入量実態調査の支援を行う。
- ③ 審査業務の効率化のために化学物質審査規制法所管3省が共有する情報基盤の整備等を行う。
- ④ 効率的な化学物質の有害性等の予測に不可欠な定量的構造活性相関（QSAR）の手法に関する調査、検証、改良及び化学物質審査規制法等への適用などのモデル開発についての検討を行う。
- ⑤ 国における同法の国内体制の整備、事業者の法令遵守の適切な実施等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理、提供、事業者からの照会に対する対応等を行うとともに、国際的な対応に係る化学物質審査規制法施行において必要な調査や国際機関等の活動への積極的な参画などの技術上の支援を行う。

[中期実績]

- ① 新規化学物質の事前審査、少量新規化学物質、低生産量新規化学物質、中間物等用途の新規化学物質申出の確認のため、事業者へのヒアリング、審議会資料の作成を行い、審議会で説明するなど支援を行った。また、事業者負担の軽減等のため、予備的な検討会を整理統合することによる新規化学物質の事前審査工程の見直しの提案を行った。
- ・ 既存化学物質点検結果やJapanチャレンジプログラムによる有害性情報については、J-CHECK（化学物質審査規制法所管3省共有のデータベース）から情報提供するためデータを整理した。

新規化学物質審査支援における主な実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	第二期累計
事前相談	795件	589件	321件	299件	526件	2,530件
審議会資料作成等	364件	447件	470件	376件	381件	2,038件
少量新規化学物質	19,954件	21,390件	22,405件	24,759件	27,990件	116,318件

- ・新規化学物質の審査については、第一期に引き続き届出者との連絡窓口を機構が行うとともに、化学物質審査規制法所管3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）合同審議会関連資料の作成や説明を実施した。
  - ・化学物質審査規制法の規制対象物質の指定や、審査が終了した新規化学物質の公示に必要な公示名称原案等の作成を行い3省に提供、また、化学物質の流通において利便性の高いCAS番号との関連付けの付与などの規制対象物質等の管理業務支援を実施した。
  - ・優良試験所確認制度（GLP）に係る試験施設への査察などの技術的支援により審査に必要な試験結果の信頼性確保に貢献した。また、当該査察に係る事前ヒアリングの廃止など事務見直しの提案を行い、事業者負担の軽減につなげた。
- ②第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の適切な管理のため、監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報を整備し経済産業省に提供するとともに、リスク評価のための手法検討に活用した。
- ・既存化学物質の安全性点検を行うための基礎資料及び化学物質排出把握管理促進法に基づく物質選定等の基礎資料を得るため、20年度に化学物質審査規制法に係る製造・輸入量に関する実態調査を支援するとともに集計案を経済産業省に提供した。
- ③化学物質審査規制法所管3省共有の化学物質情報基盤システムの開発・運用を機構が継続的に実施することで、関係者による過去の新規化学物質届出データの閲覧等を可能とし、審査業務の効率化に貢献するとともに、化学物質審査規制法スクリーニング評価等に必要データを提供した。
- ④化学物質の分解性及び蓄積性の予測に関する構造活性相関手法の開発及び行政利用のための検討を行った。また、予測結果は審議会に参考資料として提供した。反復投与毒性に関する構造活性相関手法の開発を開始し、システムとして試作版を開発した。また、得られたデータはOECD構造活性相関ワーキンググループに提供した。
- ⑤化学物質審査規制法に係わる事業者からの照会に対応するとともに、法改正に際しては、機構のホームページから法改正に係る情報提供を行うとともに、法改正に伴う関係省令及び通知等の改定に関する技術的検討や改正案の提案、法運用に関するQ&A案の作成など技術専門家として貢献した。
- ・OECD新規化学物質クリアリングハウス会合、新規化学物質の安全性評価の複数国同時受入れのための仕組み等への対応のため国際的な対応に係る化学物質審査規制法施行において必要な調査や国際機関等の活動に積極的に参画し技術上の支援を行った。また、OECD化学品合同会合傘下のポリマー専門家会合、GLP作業部会、(Q)SAR専門家会合などの会合等に参加し、情報収集・提供等を行った。

## (2) 立入検査等

[中期目標]

同法第33条第5項に基づく立入検査等を的確に実施する。

[中期計画]

同法第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[中期実績]

経済産業大臣の指示を受けて、中間物／輸出専用／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	第二期累計
立入検査件数	10件	28件	40件	34件	35件	157件

#### 4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

##### (1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

[中期目標]

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律が適正に施行できるよう、化学物質の排出量等の集計等を行う。

[中期計画]

化学物質排出把握管理促進法の適正な施行のため、以下の業務を行う。

- ① 我が国全体のP R T R制度（注）実施基盤として届出対象事業者から届出のあった化学物質排出移動量等の電子計算機への記録、集計、公表等のための資料作成等を行う。
- ② 化学物質排出把握管理促進法に係る情報提供、事業者からの照会に対する対応等、同法対象事業者への技術的支援、同法の普及啓発を行う。

注：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

[中期実績]

- ① 化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、管理等を適切に行った。
- ・ 届出対象事業者から届出された化学物質排出移動量等について届出事項と内容の確認、電子化、電子計算機への記録、集計及び公表等のための資料作成等を的確に実施した。その届出の事務処理については、アウトソーシングを本格的に実施するこ

とにより届出事項の形式確認や電子化などの定型的な作業について効率化を図るとともに、届出内容のチェック体制を構築し、届出データの精度向上を図った。

- ・化学物質排出把握管理促進法の政省令改正に際して、指定化学物質候補の200物質超の名称や構造式、CAS番号等の確認を実施し、経済産業省、環境省に提出した。このうち、物質の特定に問題が生ずる恐れのある10物質については機構提案に基づき修正された。
  - ・政省令の改正に伴う業種の追加（医療業）、届出対象物質の改正（追加、削除）、届出事項の追加（廃棄物の種類と処理方法等）などの対応のためPRTTR届出管理に係るシステムの改良を行うとともに、書面届出書による届出処理の効率化及び精度向上を目的として二次元コードの導入を国に提案し省令で指定されている届出様式に採用された。これを受けてPRTTR届出作成支援プログラムとして開発、政省令改正後の最初の届出である23年度からの運用を可能とした。
  - ・二次元コードに対応したPRTTR届出作成支援プログラムを約3万の事業者配布するとともに、新聞紙上への広告も行って周知に努めた。
- ②化学物質排出把握管理促進法の届出等に係る事業者や自治体からの問い合わせに的確に対応するとともに、自治体及び経済産業省主催の講演会での講演や事業者へのダイレクトメールの送付など積極的に技術的側面からのサポート及び法の普及啓発を図った。特に電子届出について、パンフレット、ダイレクトメール等による普及啓発によって、17年度には28.8%あった電子届出率が22年度では49.6%に達した。これにより、届出の事務処理の効率化及び精度向上がなされた。

## (2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

### [中期目標]

化学物質の事業者における自主的な管理の改善、国民における安全性に係る理解、国における化学物質管理等に必要な情報を提供するため、同法に係る情報の収集、整理、解析を行う。

### [中期計画]

- ① 国における同法の施行等を支援するため、必要な国内外の情報の収集、整理等を行うとともに、国際機関等の活動へ積極的に参画する。
- ② 事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理を支援するため、PRTTRデータや収集整理した国内外の情報を活用して、解析等を行う。

### [中期実績]

- ①OECD PRTTRタスクフォースに会合に参加し、海外のPRTTR制度の動向に係る情報収集を行うとともに、我が国におけるPRTTRの実施状況について情報を提供した。
- ②排出量、発生源及び大気中濃度に関するマップを統合・改良し、PRTTRマップとして公開することにより、PRTTRデータ活用のための分かりやすい情報の提供を

行った。

- ・P R T Rデータを始めとした関連情報を収集整理するとともに、P R T R解析支援システムを構築。これを用いて解析を行い化学物質排出把握管理促進法の政省令改正における物質見直しの際の情報として国に提供したほか、大気汚染防止法の自主管理計画物質（12物質）の排出量推移を整理、解析し、その結果は経済産業省の審議会資料として使用された。
- ・また、上記システムを元に届出が無かった約1200事業者を抽出し、ダイレクトメールを送付して届出励行を行ったところ、900事業者から新たに届出がなされるなど、化学物質排出把握管理促進法の適切な運用に解析結果が利用できた。

## 5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

### (1) 国際機関による検査等への立会い

[中期目標]

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）を的確に実施するとともに、同法の適正な施行のため必要に応じて国際機関の動向の調査を行う。

[中期計画]

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[中期実績]

国際機関による検査等への立会い業務は、19年度以降毎年オンサイト分析付き国際検査が実施され、かつ20年度より件数が急増し毎年20件程度となるなど負担が大きく増加する中、立会業務全般の効率的な実施への努力、協力体制の整備により、全ての国際検査75件（18～22年度）について経済産業大臣の指示に従い的確に実施し、経済産業大臣に速やかに報告した。

特に、19年度以降、毎年実施されているオンサイト分析付き国際検査においては、検査団分析装備を適切に受け入れ、並行して対抗分析を的確に実施し検査団の分析結果を検証した。

### (2) 立入検査等

[中期目標]

同法第33条第4項に基づく立入検査等を的確に実施する。

#### [中期計画]

- (2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、特に以下の措置を講ずる。
  - ① 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行う。
  - ② 必要に応じ国際機関による検査等の対象事業所の実態調査を行う。
  - ③ 国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、必要に応じ国際機関の関連会合等に参加する。

#### [中期実績]

経済産業大臣の指示に従い、全ての事業者(148件(18~22年度))に対して立入検査を的確に実施し、経済産業大臣に速やかに報告した。

- ① 化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と同一試料の分析結果の確認を行い、機構としての分析対応力の確認を行い、その結果について分析報告会を開催し経済産業省に報告した。(18~20年度)
- ② 経済産業大臣の指示に従い、国際機関による検査等の対象事業所に実態調査を的確に実施(99件(18~22年度))し、経済産業大臣に速やかに報告した。
- ③ 「表2 剤事業所検査における現地分析試行のためのOPCWと日本の2者間協議」に参加、日本としての意見を適切に表明すると共に必要な情報を収集し、また提供し、現地分析試行受入のための日本側・OPCW側双方の実施体制整備に大きく貢献した。(18年度)

「日豪共催：化学兵器禁止条約産業関係セミナー」に講師として参加し、機構の国際検査受け入れ経験を紹介し、インドネシア及びフィリピンの国内実施体制の整備に貢献した。(18, 19年度)

## D. 適合性認定分野

#### [中期目標]

試験・検査等の適合性評価における信頼性の確保は国民生活のあらゆる分野で社会システムを支えるために不可欠であり、今日では、「試験機関、検査機関等の適合性評価機関の能力の評価」として「認定」を活用し、適合性評価活動全体の信頼性を担保することが国際的にも定着してきている。このような認定の活用は、種々の規制法規における適合性評価の信頼性を確保・向上させ、国民生活へ安全・安心を与えるとともに、国際貿易における試験結果の相互受入による「二重試験等の排除」及び「政府が負担する

規制コストの削減」というメリットをもたらすことも期待されている。

このような中において、機構は、我が国の中核的認定機関として国際相互承認に参加し、国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、試験・校正事業者の能力の認定等を着実にを行うとともに、広範な分野における審査員の確保等の基盤整備、内外関係機関との協力・連携活動を先導的に推進することを通じて、社会が必要とする多種多様な認定ニーズに対応し、認定制度の信頼性向上、普及拡大に最大限貢献することとする。

## 1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

### (1) 認定機関の信頼性確保

#### [中期目標]

認定機関の技術的信頼性を確保するため、国際規格（ISO/IEC 17011）に適合した認定機関の運営を行うとともに、広範な分野の認定に対応するよう審査員の増強を図る。

#### [中期計画]

認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行う。

- ① 国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持し、認定技術基準のインターネットによる公開等により透明性を確保するとともに、年1回の内部監査及びマネジメントレビュー等を実施する。
- ② 技術的信頼性の高い認定機関として、研究所等の外部技術機関とのネットワークを強化し、高度な技術的専門性を有する審査員の増強を図るため、外部試験所・研究所職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。
- ③ 職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、内部研修を実施するほか、試験所、海外認定機関等での研修に参加する。

#### [中期実績]

- ① マネジメントシステム文書の見直し・制改訂を延べ448件行い、認定技術基準を含む文書のインターネットによる公開により透明性を確保した。また、内部監査及びマネジメントレビューの毎年1回の定期的な実施によって、マネジメントシステムの是正、改善を推進するとともに審査・検査案件終了ごとに事業者からのフィードバック（満足度調査約900件）を得て、マネジメントシステムの改善や審査員教育に反映させる等、国際規格（ISO/IEC 17011）に適合した認定機関運営の継続的改善・効率化を図った。
- ② 外部試験所・研究所職員を主要な対象とした審査員養成研修を毎年2回以上開催し、技術的信頼性の高い審査員170名の増強を図り、外部技術審査員の活用によって、増加する広範な分野の申請に的確に対応を行った。また、内部審査員を対象にフォローアップ研修を開催するとともに、職員連絡会を毎年複数回開催し、認定に係る最新情報提供して、審査レベルの向上を図った。

③ 年度研修計画に基づき、分野共通課題及び個別分野ごとの技術研修を延べ49件実施するとともに、職員連絡会及び認定研究会を開催して認定機関要員としての必要な情報を周知し、共有化を図った。また、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）が主催する研修等の海外認定機関等で開催された研修に延べ9件参加し、APLAC 評価員、標準物質生産者認定、臨床検査室の認定等に関する知識、技能等を習得することによって要員の資質向上と技術力強化を図った。

## (2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

### [中期目標]

認定機関協議会の事務局として国内認定機関との協力・連携活動の先導的役割を担い、規制法規をはじめとする諸分野において、透明性を確保すること等によって我が国における認定制度の信頼性向上、普及拡大を図る。

### [中期計画]

認定機関協議会の事務局を担当し、多省庁にまたがる広範な分野での国内認定機関との協力・連携活動の先導的役割を担い、我が国における認定制度の信頼性向上のため、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図る。さらに、認定制度の普及啓発・利用拡大を目指し、規制当局への認定制度活用の働きかけを行うとともに、人的資源等の効率的活用、国際貢献のための相互支援を図る。

### [中期実績]

国内12機関がメンバーとして参加し発足した日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、同会の発足に協力するとともに国際機関（ILAC、APLAC）に対して投票やコメント要請があった場合には、JAC傘下の試験所認定機関協議会（JLAC）の場等を利用して我が国の意見のとりまとめや回答、認定制度に関する国際動向及び技術動向の情報を共有する技術セミナーの毎年開催のためにJLACにおける準備会合と開催運営、認定に関する要求事項の解釈の統一化を図る等の認定機関共通の技術的問題を検討する等、JACの活動を主導した。また、審査技術の向上を図るため、国内4認定機関の審査員を集めて審査に関する初の意見交換会を開催し、審査基準の解釈の整合性について確認を行った。

さらに、機構が主催する審査員養成研修に、他の認定機関からの受講者（審査員候補者）及び講師を受け入れて人的資源を効率的に活用して研修を実施するとともにAPLAC総会2010大阪の開催に向けた準備会合をJLACで開催する等、国際貢献のための相互支援を行った。規制当局への認定制度活用の機会を目指し、技術セミナー等において認定制度の内容、現状等を説明することによって認定制度の普及に努めた。

### (3) 国際相互承認の維持

#### [中期目標]

国際貿易における試験結果の相互受入を促進するため、アジア太平洋試験所認定協力機構（A P L C）及び国際試験所認定協力機構（I L A C）の相互承認（M R A）を維持するとともに、海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図る。

#### [中期計画]

- ① アジア太平洋試験所認定協力機構（A P L A C）及び国際試験所認定協力機構（I L A C）の相互承認（M R A）を維持するため、A P L A C評価チームによる再評価を継続的に受審する。
- ② 海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、A P L A C及びI L A Cの会議等各種活動への寄与、重要ポストの獲得、M R A評価員の派遣等を行う。また、必要に応じて海外適合性評価制度等の調査を行う。

#### [中期実績]

- ① A P L A CのM R A再評価において、標準物質生産者認定分野への拡大を含め、M R A加盟当初からの試験所・校正機関認定分野の維持についても良好な評価の結果を得て、M R Aの維持及び拡大を実現した。
- ② 国際的な地位の維持・向上を図るため、A P L A CのM R A評価員を毎年度複数名、延べ14名の派遣を行いA P L A C M R Aの相互評価の活動に貢献するとともに、A P L A Cについては理事、技術委員会委員長、技能試験委員会委員長、各 W G 委員を務め、I L A Cについては委員会W G主査、各W G委員を務めて、国際機関への人的貢献を行った。

また、A P L A C、I L A C等における認定に関する技術的なガイダンス文書等の検討において積極的に提案を行う等、技術的貢献を行った。

国際的な会議及び研修について、A P L A C標準物質生産者認定研修及びA P L A C総会2010大阪を日本で開催し、A P L A C事務局やその他関係機関との調整、海外出席者の入国手続き支援等の主催者としての開催準備及び運営を行って、積極的な貢献を行った。

### (4) 標準物質情報の提供

#### [中期目標]

認定制度の信頼性確保を図るため、試験・校正事業者等に信頼性の高い標準物質情報の提供を行うとともに、COMAR（注）の運営の国内事務局としての役割を果たす。

注：COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの名称

### [中期計画]

試験・校正事業者等に信頼性の高い標準物質情報を提供するため、以下の業務を行う。

- ① 標準物質総合情報システム（RMinfo）の適切な運用管理を行うとともに、関係機関に対する調査による迅速な情報の更新を行い、インターネット等により情報を提供する。
- ② COMARの運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

### [中期実績]

- ① RMinfoの登録物質数を1.6倍、登録機関数を1.4倍に増加して、登録情報の更新及び精査を継続して行うことによって認定制度の信頼性確保を図るため、試験・校正事業者等に信頼性の高い標準物質情報を広く提供した。RMinfoのコンテンツの大幅更新により、ユーザーの利便性向上を図ったため、アクセス件数は月当たり1,500件から27,000件へと大幅に増加した。
- ② 機構は唯一の標準物質情報提供発信機関として、COMARの国内事務局を務め、標準物質情報委員会の承認が得られた認証承認物質をCOMARに登録した。COMARの登録物質数は世界第2位の実績を有して、国際的な標準物質情報提供に貢献した。また、COMAR会議に出席するとともに、出席できない場合はCOMARについての国内の活動状況をとりまとめ、COMAR会議に提出した。出席した会議では日本の登録情報を精査する登録体制について説明し、賛同を得るとともに、COMAR登録基準の曖昧さについて問題を提起し、COMAR中央事務局の理解を得た。これらの指摘を受け、登録情報の質の向上のため、標準物質生産者に対する調査及び登録情報の精査等が新たに中央事務局から提案され、COMAR会議で引き続き議論が行われる契機となった。

## 2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

### (1) 法令に基づく認定業務

#### [中期目標]

経済産業省に係る法令に基づく認定業務（注）を、審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。必要に応じて、認定基準の遵守状況を確認するための立入検査、調査等を行う。

注：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）をいう。

#### [中期計画]

- ① 経済産業省に係る法令に基づく認定業務を標準処理期間内で迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し公表する。また、認定制度に係る説明会を開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。
- ② 法令の遵守状況を確認するため、必要に応じて経済産業大臣からの指示等に基づく立入検査を実施するとともに、認定制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査、顧客サービス向上のための調査を行う。

#### [中期実績]

- ① 認定業務を効率的に処理することで延べ910件(JCSS、JNLA、MLAP)の申請を遅滞なく処理し、国際的水準を維持した審査を行い、その結果、登録/認定事業者が1.5倍(JCSS、JNLA、MLAP)に増加し、制度の普及を一層進めた。これらの実績によって、JCSSでは国際水準を維持した認定により計測のトレーサビリティ整備に貢献し、JNLAではJIS法改正後、最初の登録更新を着実に実施し、MLAPでは確実な審査の実施によって事業者の遵守状況を確認するとともに他認定機関の事業廃止によりラストリゾートとしての責務も確実に果たした。また、登録/認定申請者の利便性向上のために、JCSSでの最新校正技術に対応した技術指針、JNLAでの各種試験技術に対応した不確かさガイド等のガイダンス文書を延べ214文書(JCSS、JNLA、MLAP)を制改訂し公表を行った。さらに、手続き変更の説明や、新たな事業者の認定制度の利用を促進するためにユーザ業界への働きかけ等を行うため、説明会や講演会の開催を強化した。
- ② 法令の遵守状況を確認するため、経済産業大臣からの指示等に基づく登録事業者等への立入検査を実施した。また、MLAP制度の信頼性確保のためのMLAPフォローアップ調査を全認定事業者について行った(下記2.(3)定期検査等の項目に後掲)。さらに、満足度調査も実施し、調査結果について制度の信頼性及び顧客サービスに係る事項については審査員連絡会等において周知した(上記1.(1)認定機関の信頼性確保の項目に前掲)。

## (2) 社会ニーズに基づく認定業務

#### [中期目標]

標準物質、ITセキュリティ等民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応するため、製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)を適切かつ効率的に運用する。

#### [中期計画]

- ① 標準物質生産者、IT製品のセキュリティ評価機関等民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応するため、必要に応じて新規認定プログラムを開発し、製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)の利用拡大を図る。また、ASNITEの信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査、顧客サービス向上のための調査を行う。

- ② 認定業務を標準処理期間内で迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し公表する。

#### [中期実績]

- ① ASNITEにおいて、安全・品質の確保や外国の輸入・販売規制、適正な国内外取引のニーズに対応して校正、試験、標準物質及び製品認証の各分野の中で認定区分をその都度新設し、ASNITE認定で対応可能な分野を拡大する体制整備を行った。また、ASNITEの信頼性向上、適切な普及及び顧客サービス向上のための調査として満足度調査を実施し、調査結果について制度の信頼性及び顧客サービスに係る事項については審査員連絡会等において周知した（上記1.(1)認定機関の信頼性確保の項目に前掲）。
- ② ASNITE認定で新たに設定した認定区分等に基づいて提出された認定申請は迅速かつ効率的に認定業務を実施し、12件の認定を行った。また、事業者からの申請を一層容易にするために18件のガイダンス文書を制改正し、公表した。

### (3) 定期検査等

#### [中期目標]

国際貿易における試験結果の相互受入を促進するため、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の維持に係る認定事業者への定期検査等を行う。

#### [中期計画]

- ① 希望する認定事業者に対して、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の条件を維持するため、最新の認定基準であるISO/IEC 17025等を用いて定期的に検査を行う。
- ② 認定事業者の技術能力を確認するため、技能試験を定期的に実施する。また、認定業務の効率化のため、積極的に外部機関が実施する技能試験を国際基準に基づき審査・承認し、活用を図る。

#### [中期実績]

- ① 認定事業者への定期検査・フォローアップ調査を延べ667件（JCSS、JNLA、MLAP、ASNITE）実施し、事業者の認定基準の遵守状況を定期的に確認した。
- ② 認定事業者等の技術能力確認のための技能試験を167件実施するとともに、国際基準に基づき審査・承認した62件の外部技能試験を積極的に活用した。

### 3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

#### (1) 法令に基づく認定関係業務

##### [中期目標]

次に掲げる経済産業省に係る認証機関の登録のための調査等を法令に基づいて的確に実施する。

- ① 工業標準化法に基づく認証機関の登録等のための調査及び登録認証機関に対する立入検査
- ② 製品安全4法（注）に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査及び国内（外国）登録検査機関に対する立入検査
- ③ 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく適合性評価機関の認定等のための調査及び認定適合性評価機関等に対する立入検査
- ④ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査
- ⑤ 工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査（平成20年9月30日まで実施）。

注：製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

##### [中期計画]

次に掲げる経済産業省に係る認証機関の登録のための調査等を法令に基づいて的確に実施する。

- ① 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務
  - ア 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
  - イ 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- ② 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務
  - ア 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
  - イ 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って国内（外国）登録検査機関の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- ③ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律（特定機器相互承認法）に基づく適合性評価機関の認定等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 特定機器相互承認法に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

④ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って事業所等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

⑤ 工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査業務

工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する（平成20年9月30日まで実施）。

[中期実績]

①ア

- ・工業標準化法に基づく認証機関の登録のための調査において、経済産業大臣等から調査指示を受け、延べ147件の調査を実施するとともにその結果を経済産業大臣等に報告した。
- ・工業標準化法において、判定委員会事務局を経済産業省から機構に移し、機構が委員会を運営し、制度運営における機構の役割の拡大を段階的に図った。電気用品安全法において、登録のための調査の有効性向上のため業務プロセスを改善し、検査機関の調査を強化するとともに消費者用製品安全法において、ライターの新しい規制の法令施行に合わせて短時間で迅速に登録のための調査を実施した。

①イ

工業標準化法に基づく登録認証機関に対する立入検査は、経済産業大臣等から検査指示を受け、延べ36件の立入検査を実施するとともにその結果を経済産業大臣等に報告した。

②ア

製品安全4法に基づく検査機関の登録のための調査において、経済産業大臣から調査指示を受け、延べ46件の調査を実施するとともにその結果を経済産業大臣に報告した。

②イ

製品安全4法に基づく登録検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣から検査指示を受け、延べ1件の立入検査を実施するとともにその結果を経済産業大臣に報告した。

③特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務については、経済産

業大臣からの調査及び立入検査の依頼はなく、実績はない。

- ④計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査については、経済産業大臣からの検査指示を受け、延べ21件の立入検査を実施するとともにその結果を経済産業大臣等に報告した。
- ⑤工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査については、検査指示を受け、延べ15件の立入検査を実施するとともにその結果を経済産業大臣等に報告した。

## (2) 国際提携関係業務

### [中期目標]

オーストラリア政府との口上書に基づき、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に従った同国向け自動車及びその部品製造事業者の生産適合検査及びその試験施設検査を的確に実施する。

### [中期計画]

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

### [中期実績]

オーストラリア政府との口上書に基づいて、72件のADR検査を的確に実施した。なお、22年6月にオーストラリア政府からの通告で、検査依頼は中止となった。

## E. 生活安全分野

### [中期目標]

安全・安心で豊かな国民生活を追求していくためには、くらしの中で国民が利用する様々な製品の安全性の十分な確保や、そのための技術基盤の整備等が不可欠である。このような中で、機構は、製品安全4法等の的確な執行に不可欠な製品事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明や、製品安全に係わる情報の国民への迅速な提供を行うとともに、再発防止等の観点からより高い安全性を確保するために新たな安全基準の提案等を行う。また、福祉等の分野においても、製品の安全に関するJIS化のための調査研究等を行うとともに、製品の安全で使いやすい設計に資する人間特性等のデータ収集・提供等を行う。さらに、製品安全4法の的確な執行の観点から立入検査等を的確かつ迅速に行う。

機構は、これらの製品安全に関する積極的な取組、標準化等の推進、また法規制の執行等を通じて、国民生活の安全、ひいてはくらしにおける安心感の醸成に貢献する

ことを期待する。

## 1. 製品安全関係業務

### (1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

#### [中期目標]

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図ることが必要である。このため、消費者が利用する製品における事故情報等について、地域の関係機関と協力・連携しつつ、全国から網羅的に情報を収集する。さらに、事故品確認・現場調査を年平均350件行うこと等によって、技術的観点から必要な調査・分析、原因究明を行うとともに、事業者が講じた再発防止措置の評価等を迅速に行う。

また、消費生活用製品安全法に基づき主務大臣が指示した消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成19年法律第117号）による改正後の消費生活用製品安全法に基づき主務大臣が指示した特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に行う。

さらに、製品の安全性及び品質の把握のために必要な市場モニタリングテストを実施する。

#### [中期計画]

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

① 消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、消防等の地域における関係機関との緊密な協力・連携を更に強化する。

② 収集した製品事故情報を踏まえ、事故品確認・現場調査を年平均350件行うこと等によって、技術的観点から必要な調査及び分析を行い、迅速に原因究明を行う。さらに、事業者が講じた再発防止策の評価を行う。

なお、原因究明等に際しては、原因究明の精度向上を図るため、製品の高度化に対応しつつ、外部有識者、専門技術者等の意見を踏まえ、事故発生原因の技術解析を充分に行う。

③ 消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成19年法律第117号）による改正後の消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に行う。

④ 事故原因の究明、再発防止措置の評価等において、必要に応じ、原因究明テストを迅速に実施するとともに、原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発を行う。

⑤ 市場における製品の関係法令への適合性、安全性及び品質性能の適格性の確認のため、消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、市場モニタリングテスト業務を適切かつ迅速に行う。

### [中期実績]

- ①石油温風暖房機、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故や紙用シュレッダーによる幼児指切断事故など重篤な製品事故を契機として、製品の安全性が社会的関心事となる中、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との連携の強化に努め、18～22年度において、25,981件（年平均約5,000件）の事故情報を収集し、全件について原因究明調査を実施した。
- ②総収集件数25,981件のうち、4,899件について、現場確認、事故品調査等の初動調査を実施し確度の高い調査を実施した。また、製品事故調査員制度や技術アドバイザーリーボードを創設して外部の専門的知見を活用することで事故原因究明調査の質の向上と効率化に努めた。平成20年度より本格的にR-M a p手法によるリスク分析に取り組み、14,599件中12,095件(約82.8%)の分析を実施し、リスクの高い案件6,178件について経済産業省に行政措置の必要性を提案した。
- ③平成19年度の消費生活用製品安全法の改正以降、経済産業大臣から調査指示のあった重大製品事故4,015件について技術上の調査を的確に実施した。
- ④石油温風暖房器、ガス瞬間湯沸器、デスクマット、樹脂製サンダル、おしゃれ用コンタクトレンズ、ハンドル型電動車いす等について原因究明テストを実施し、経済産業省や厚生労働省による行政措置等に貢献した。
- ⑤レーザーポインタの基準適合調査や家庭用圧力鍋の安全性テストを実施し、事業者への行政指導等に貢献するとともに、電気式床暖房等の安全性調査を実施し技術基準の改正に貢献した。

## (2) 国内外の関係機関との連携

### [中期目標]

製品事故の未然・再発防止等をより効率的に行うため、国内外の関係機関との連携を通じ、事故の未然・再発防止等の製品安全対策に反映することのできる有用な情報の収集・分析等を行う。

### [中期計画]

製品事故の未然・再発防止等をより効率的に行うため、国内外の製品安全に係る機関との連携・協力を図ることなどにより、互いの情報の有効活用等を図り、事故の未然・再発防止等の製品安全対策に反映することのできる有用な情報の収集・分析等を行う。

### [中期実績]

確度の高い原因究明調査及び事故の未然・再発防止のため、地域の消防・警察、消費生活センター、医療機関・学会、関係省庁（経済産業省及び消費者庁）や国民生活センターと連携・協力を推進し、事故情報の的確な収集及び原因究明を図った。

事故品確保と現場調査の増加により、製品安全対策に反映することのできる有用で精度の高い分析等を行った。

販売事業者とMOUを締結し、連携して消費者への注意喚起を行った。

米国消費者製品安全委員会（CPSC）とガイドラインを、中国検験検疫科学研究院（CAIQ）と協力主旨書を締結し、製品安全に係る情報共有、人材交流、定期的な会合等を実施。また、欧州委員会、韓国（KATS）、シンガポール（SPRING）、台湾（BSMI）から製品安全の執行担当者が機構を訪問し、会合・情報共有等。さらに、輸入品の安全性確保の観点から、アジア国（中国、台湾、ベトナム）への製品事故原因究明の研修を実施した。その他の国については、製品安全国際会議への出席等により交流及び情報共有を図っている。

### (3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

#### [中期目標]

消費者の生命又は身体に対する危害発生の防止のため、収集した事故情報、事故原因の究明結果等を、行政施策に活用されるよう関係機関に積極的に提供する。また、事業者等の安全対策への自主的かつ積極的な取組や、消費者による製品の安全な使用を促進するため、広報活動の充実を図る。

#### [中期計画]

収集した製品事故情報、事故原因究明結果等が製品事故の未然・再発防止につながり、またより安全性の高い製品の開発に反映されるよう、国、事業者等に積極的に提供する。また、消費者に対する危険情報の周知を行うとともに、消費者による製品の誤使用を防止し、安全に対する意識の向上等につながるよう、これらの情報をより分かりやすい形態に加工し、印刷物及びインターネットを通じて、消費者等に提供すること等の広報活動を積極的に行う。

#### [中期実績]

事故原因究明結果や事故情報の分析に基づき、未然・再発防止のため、安全法令への対象品目の追加や技術基準・規格の見直しを提案し、経済産業省が行う法改正や技術基準等の改正に貢献した。19年度の消費生活用製品安全法の改正に伴い、大臣指示に基づき重大製品事故に係る技術的調査を開始した。21年度の同法改正以降は特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査にも着手した。R-M a p手法を用いたリスク分析を開始し、リスクの高い案件について事業者が行う再発防止のための改善措置について経済産業省が行う指導に貢献した。

毎月記者説明会を開催し、製品毎の事故動向を分析した結果や、撮影した実験映像等、製品安全啓発のための情報提供を行った。

製品安全情報マガジン（PSマガジン）を月2回発行、注意喚起ちらしやリーフレットなどを定期的に発行した。ホームページで、製品事故の未然・再発防止のための製品安全情報（技術情報・注意喚起情報・リコール情報・ミニポスター等）の提供を行っ

た。製品安全広報誌「生活・安全ジャーナル」を作成し、製品安全に関わる関係者への情報発信を行った。原因究明登録機関（89機関）の登録内容等を見直して、原因究明機関ネットワーク総覧を更新し、HPで公表した。

工業会主催の安全啓発セミナー、経済産業省主催の製品安全セミナー、消費生活センター主催のセミナー、消費者団体連携の製品安全講座、大学主催の講演会への講師派遣を行い、事業者や消費者の安全意識の改善・向上を図った。

業務報告会を毎年、東京、大阪の2か所において開催することにより、製品安全業務を広く関係機関、事業者等に紹介し、意見交換や情報交換を図った。

#### (4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

##### [中期目標]

現行制度上の問題点等の分析も行いつつ、消費者が利用する製品の安全性をより高いものにするため、新たな製品安全体系のあり方の調査研究等を行う。

##### [中期計画]

現行制度上の問題点等の分析も行いつつ、消費者が利用する製品の安全性をより高いものにするため、国内外の製品安全の関連制度に関する情報収集・調査・分析・評価を行うとともに、有識者で構成する研究会の開催等により、社会制度、技術基盤も視野に入れて規制・基準体系の構築等に向けた提言等を行う。

##### [中期実績]

新たな製品安全体系の在り方の検討対象として電気用品安全法を採り上げ、電気用品の効果的・効率的な規制体系を構築するための方策を有識者で構成される調査検討会を開催して検討し、電気用品安全法技術基準の見直し（階層化、国際整合化及び品目の大括り化）の基本計画を策定するとともに、同計画に基づく具体的なアクションプランを作成して、今後の見直し作業の基礎を作り上げた。

## 2. 標準化関係業務

### (1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

##### [中期目標]

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、必要に応じ、高齢者・障害者対応等の分野における標準化体系案を作成するとともに、関係機関と連携を図り、同分野におけるJIS等の国家標準の整備を図る。また、国際標準化活動に積極的に参画し国際標準提案も行う。さらに、JIS等として制定された以降は、定期的な見直しを行うこととする。

##### [中期計画]

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行う。

- ① 高齢者・障害者対応等の分野における J I S 等の国家標準の整備を図るため、福祉用具に関して、標準化体系案を作成するとともに、必要に応じ、標準化を効率的に促進するためのアクションプランを作成する。
- ② 高齢者・障害者対応等の分野の関係機関に対し、機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、技術面からの連携・協力を行うことにより J I S 等の国家標準の整備を推進する。また、複数の製品分野に共通して用いられる規格等のうち民間では実施できない部分については、自ら標準化に向けた調査研究等を行うことにより、J I S 原案等の作成を行う。
- ③ 国際標準化機構 (ISO)、国際電気標準会議 (IEC) の各種委員会等に積極的に参画・提案し、我が国の国際標準化活動に貢献する。
- ④ 作成した原案が、J I S、T S (標準仕様書)、T R (標準報告書)、I S (国際標準) として制定された後は、関連する国際規格の動向に注意を払いつつ、5 年以内に定期的な内容の見直しを行う。

#### [中期実績]

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及等のために、以下について実施した。

- ① 18 年度に、高齢者・障害者等の分野における J I S 等の国家標準の整備を図るための標準化体系案としてをとりまとめ、さらに標準化を効率的に促進するための「アクションプラン」を策定した。
- ② 19 年度から、複数の製品共通で製品横断的であるため、民間では規格化の実施ができない機能別規格について、機能別試験方法 (全 65 機能) を開発し、22 年度に共通規格案 (「福祉用具共通試験方法」) として公表した。  
当該共通規格案は、将来的にグループ共通規格として J I S 化されるものであり、また、多様な福祉用具の各個別製品についての J I S 化検討が民間で行われる際に、活用されるものである。
- ③ 国際標準化活動については、点字ブロックの J I S の国際規格化を機構主導で推進し、国際規格案 (D I S) まで到達させたほか、機構が開発した「プラスチックの着火性試験」について I E C に提案し、標準仕様書 (T S) として発行されるなど、製品安全分野の国際規格化推進に大きく貢献した。
- ④ 制定された J I S 及び T S については、定期的見直しを実施して、実情に合わせるための提案を実施した。

## (2) 製品の安全確保のための標準化

#### [中期目標]

上記 1. の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観点、製

品のより高い安全性の確保の観点等から、必要に応じて製品安全4法の技術基準等の改正案の提案等を行う。また、複数の製品分野に共通して用いられる規格の原案作成等を行う。さらに、消費者が利用する製品の安全に係る規準・規格の体系に関する産業界における自主的な取組に関して適切なアドバイス等も併せて行う。

#### [中期計画]

上記1.の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観点、製品のより高い安全性の確保の観点から、以下の業務を行う。

- ① 事故情報の収集、分析、事故原因の究明、再発防止措置の評価、事故動向の分析等の業務を通じて得られる知見等を活用し、必要に応じて、製品安全4法の技術基準の改正案や、関連する任意規格の改正案の提案等を行う。
- ② 消費者が利用する製品について、複数の製品分野に共通して用いられる規格の原案を作成するとともに、これに関連する業界の自主基準作成等の取組に対して、適切なアドバイスを行う。

#### [中期実績]

事故の未然・再発防止の観点、製品のより高い安全性の確保の観点から、以下の業務を行った。

- ①製品事故の未然・再発防止の観点から、20年度には介護用ベッド、21年度は電動車いす、22年度はライターについて、安全性に関する試験方法の開発や具体的事故防止策の検討を行って規格・基準案を作成・提案し、安全規制の見直し・充実に貢献した。

＜事故防止の観点からの規格・基準の作成＞

- ・介護用ベッド JIS T9254
- ・電動車いす JIS T9208
- ・ライター 消安法技術基準、JISS 4801～4803

＜複数の製品分野に共通して用いられる規格の原案作成＞

- ・福祉用具の共通試験方法開発

- ②高齢者・障害者対応製品については、複数の製品に共通する共通試験方法をまとめるとともに、個別製品の標準化を民間が実施する際には、民間に対して適切なアドバイスを実施した。

＜業界の自主基準取組みに対するアドバイスの一例＞

アドバイス実施先・・・(財)製品安全協会、(財)文化用品安全試験所、日本福祉用具・生活支援用具協会

アドバイス内容・・・立ち上がり用補助いす、入浴用いす、ベッド用手すり、ポータブルトイレ、エルボクラッチ等のJIS化アドバイスやSG規格へのアドバイス

### (3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

#### [中期目標]

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについては、充実・更新、維持管理を効率的に行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、収集等に必要な計測手法の標準化を行う。

#### [中期計画]

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、以下の業務を行う。

- ① 基本人間特性に関わるデータの充実・更新、維持管理は、効率的に行うとともに、データの更新にあたっては、その必要性を判断した上で行う。
- ② 基本人間特性計測手法の標準化にあたっては、外部有識者の意見を踏まえて、ニーズの多い特性を選定し、計測手法を確立する。また、確立した計測手法及びデータはインターネット等により広く公開する。

#### [中期実績]

- ①製品の安全で使いやすい設計に資するため、基本人間特性に関する計測手法の開発及びデータの追加・拡充を行いながら人間特性データベースとして完成させた。
- ②高齢者約120名の被験者実験を実施し高齢者の人間特性に関するデータ計測手法を開発した。また、このデータを基に計測データベースを拡充してHPで公開した。その結果、年間のアクセス件数が約42万件（21年度）に達するなど、安全設計等に幅広く活用されている。

## 3. 講習関係業務

### (1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

#### [中期目標] [中期計画]

電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。

#### [中期実績]

電気工事士法に基づく唯一の指定講習機関として、講習業務を的確かつ効率的に運営・実施したことにより、18～22年度の期間において、全国で3,112回の講習会を開催し、393,132人の受講を実現した。

今期の講習業務の運営に当たっては、以下の取り組みを行った。

- ・前指定講習機関が別々に維持管理していた電気及びガスの講習受講者の資格者情報を機構にて一元管理する独自DBを構築して受講者情報管理、受講等への案内を確実に実施できるよう改善した。
- ・電気工事士免状を交付・管理する全国の都道府県担当課との連携を図り、未受講者

への受講要請（指導）、定期講習リーフレットの配布、受講案内サービスの周知により、受講率の向上に努めた。

- ・講習業務の委託業務の契約方式について、総合評価方式による一般競争入札（複数年契約）へ移行するとともに、講習受講料のコンビニでの払い込みを可能とし、払込手数料の無料化を図るなど業務内容の改善とサービスを向上させた。
- ・電気講習のベテラン講師の講義音声ファイルや専門書籍を希望する講師に配布（貸与）して講師のスキルアップを図った。

## (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

[中期目標] [中期計画]

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。

[中期実績]

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく唯一の指定講習機関として、講習業務を的確かつ効率的に運営・実施したことにより、18～22年度の期間において、全国で635回の講習会（資格・認定講習、再講習）を開催し、56,647人の受講を実現した。

今期の講習業務の運営に当たっては、以下の取り組みを行った。

- ・前指定講習機関が別々に維持管理していた電気及びガスの講習受講者の資格者情報を機構にて一元管理する独自DBを構築して受講者情報管理、受講等への案内を確実に実施できよう改善した。（再掲）
- ・資格講習の修了試験（習熟度確認）について、過去及び新規の問題をDB化して試験問題作成の効率化を図るとともに、受講者が事前の練習問題として学習できるように候補問題集を作成し提供した。

## 4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

[中期目標]

経済産業省に係る法令等に基づく、次の立入検査等を的確に実施する。

- ① 工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査等
- ② 工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査（平成20年9月30日まで実施。）
- ③ 製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査
- ④ 計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査等
- ⑤ 家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査
- ⑥ 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務

## [中期計画]

経済産業省に係る法令に基づく、次の立入検査等を的確に実施する。

### ① 工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査等

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づく J I S マーク表示製品等の法適合状況を把握するための試買検査を行う。

### ② 工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査

工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。（平成20年9月30日まで実施。）

### ③ 製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査

製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

### ④ 計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査等

計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、計量法に基づく指定製造事業者制度における事務への支援は、指定製造事業者制度関係事務処理要領に係る事務のうち、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

### ⑤ 家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査

家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

### ⑥ 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務

天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

## [中期実績]

① 改正後の工業標準化法に基づく認証製造業者への立入検査は、経済産業大臣の指示に従い、平成20年度以降すべてレディミクストコンクリート製造業者に対して実施した。平成20年度27件、21年度50件、22年度49件について実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

試買検査は、毎年継続して行っており、平成21年度実施分以降はすべて新JIS製品を対象とした。結果は年度ごとに報告書としてまとめ、経済産業省へ提出した。

② 改正前の工業標準化法に基づく認定製造業者への立入検査は、経済産業大臣の指示に従い、平成18年度104件（消費剤44件、レミコン60件）、19年度76件（消費剤25件、レミコン51件）について実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

③ 製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

製品安全4法立入検査件数

年度	電安法	消安法	液石法	ガス事法	計
18年度	230	40	25	5	300
19年度	230	41	10	8	289
20年度	197	50	8	6	261
21年度	172	46	10	10	238
22年度	133	50	13	13	209
第二期累計	962	227	66	42	1,297

④ 計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は実績はないものの、当該検査を速やかに実施できるよう体制を維持した。

⑤ 家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査は実績はないものの、当該検査を速やかに実施できるよう体制を維持した。

⑥ 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は実績がなく、当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持した。

## F. その他業務

[中期目標]

依頼試験評価業務

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する。

[中期計画]

依頼試験評価業務

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な試験・評価を依頼に応じて適切に実施する。

[中期実績]

○ 登山用ロープ

消費生活用製品安全法に規定する適合検査に係る登山用ロープの試験第二期累計で、161件受け付け、390本について実施。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	第二期累計
検査依頼書受付件数	28件	29件	37件	30件	37件	161件
ロープ試験実施本数	65本	85本	78本	70本	92本	390本

○ 容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて、日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施。

	18年度	19年度	20年度	21年度	第二期累計
外観検査	7件	10件	6件	4件	27件
品質検査	8件	10件	6件	4件	28件

(注) 21年度をもって当該業務を全て終了。これに伴い、今後の標準物質の品質保証は、標準物質生産者の認定(ASNITE)で補完。

○ 中国向け輸出化粧品原材料等品質証明確認業務

経済産業省の定めた品質証明確認基準に基づく検査を行い、182件について品質証明確認書を交付。

	18年度	19年度(～9/26)	第二期累計
品質証明確認書交付	132件	50件	182件
確認申請原料数	254原料	76原料	330原料
化粧品原料	222原料	64原料	286原料
化粧品完成品	32原料	12原料	44原料

(注) 中国政府が19年8月30日をもって化粧品BSE証明書(品質証明確認書)不要の公告を発したことを受けた経済産業省の通知により、19年9月26日をもって本業務を終了。

### Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

[中期目標]

人的資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシング、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、機構が真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとする。

## 1. 効率化による経費の削減

### [中期目標]

運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第二期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第二期中期目標期間中、毎年度、平均で前年度比3%以上の削減を行う。

新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

### [中期計画]

中期目標で示された一般管理費（毎年度平均で前年度比3%以上削減）、業務経費（毎年度平均で前年度比1%以上削減）及び人件費に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大の抑制を図るため、以下の措置を積極的に講ずる。

### [中期実績]

効率化目標の達成について、2期5年間の事業費（効率化目標の対象外とすべき新規業務に係る経費を除く。）は第一期中期目標期間の最終年度である17年度から毎年度1%の経費削減を着実に実施した場合の第二期中期目標期間における業務経費の支出合計は31,623百万円となるのに対し、第二期中期目標期間の実際の支出は31,474百万円と下回っており、削減目標を達成。一方、2期5年間の一般管理費は平均で9.1%の減で削減目標を達成。

## 2. 人件費の削減

### [中期目標]

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

### [中期実績]

機構の22年度末の常勤職員数は、401名であり、前期末増減は△5.42%と目標を達成。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
常勤職員	416	411	405	396	401
うち任期付き研究員	16	15	5	5	7
うち国からの出向者	10	9	10	8	10
非常勤職員	131	137	150	148	145
出向者	17	14	14	14	15
うち国の機関への出向者	16	13	13	13	13

その他	1	1	1	1	2
-----	---	---	---	---	---

※年度末・・・当該年度の1月1日における数

### 3. 外部能力の活用

#### [中期目標]

「機構の事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成16年12月10日）において示された外部委託の取組を含め、費用対効果、専門性の観点等から、自ら実施すべき業務を精査し、外部機関との協力・連携、アウトソーシングを積極的に推進する。

これらのアウトソーシング等による効率化の効果（担当職員数等の減）を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

#### [中期計画]

##### 1. 外部機関との協力・連携の推進

独立行政法人産業技術総合研究所等の公的試験研究機関、大学及び民間企業との間で適切な役割分担の下に共同研究その他の協力・連携、共同研究施設の活用などを進め、業務の促進と効率化を図る。

##### 2. アウトソーシングの推進

費用対効果、専門性の観点等から、自ら実施すべき業務を精査し、様々な工程で職員が実施している定型的な作業については、一括的なアウトソーシングの実現に向け、所要の準備と関係者への理解を図る。また、アウトソーシングによる効率化の効果を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

#### [中期実績]

##### 1. 外部機関との協力・連携の推進

###### ○ バイオテクノロジー分野

生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化、産業利用の促進を図るため、試験研究機関、大学及び民間企業との共同事業、連携等により効率的に業務運営を行った。

- ・有用機能の探索源となる微生物の収集、提供に関わる国内外の機関との連携
- ・機構が保有する微生物株のゲノム解析に関わる国内企業・大学との連携

###### ○ 適合性認定分野

試験・校正事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構、財団法人建材試験センター、財団法人電気安全環境研究所、財団法人化学物質評価研究機構、財団法人日本建築総合試験所等関連機関とのネットワークを維持・強化するとともに、認定機関協議会を中心とした関係機関との協力・連携活動を

推進し審査事務及び委員会業務の促進と効率化を図った。

○ 化学物質管理分野

- ・独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構と共同し、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発を行った。
- ・国立医薬品食品研究所、ブルガス大学（ブルガリア）、学校法人関西学院大学、国立大学法人東北大学、富士通株式会社と共同し、構造活性相関手法による有害性評価手法の開発を行った。

○ 製品安全分野

- ・独立行政法人国民生活センターと製品事故の未然・再発防止等のため、積極的に協力・連携した。
- ・消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、機構の全国組織を活用して、消防、消費生活センター等の関係機関等と緊密な協力・連携を更に強化した。
- ・標準化関係業務において、国立大学学校法人徳島大学、兵庫県社会福祉事業団福祉のまちづくり工学研究所等と連携し、視覚障害者誘導用ブロック等の標準化を効率的に実施した。

2. アウトソーシングの推進

独法に対する人的、資金的制約が非常に厳しくなる中、機構に対する行政ニーズや期待に応じていくため、アウトソーシングや外部人材の活用を積極的に推進し、限られた要員で最大限の効果が得られるように体制を構築し、業務を的確に実施した。

- ・ゲノム解析の器具洗浄工程の外部委託において、作業マニュアルを作成しアウトソーシングを実施し、効率化した人員は、生物遺伝資源の収集・保存・提供業務に充当。
- ・P R T R法に基づく、受付、形式チェック、電子化までの届出処理を一括外部発注するとともに、C H R I Pの整備項目の更新情報の収集について、内部で作成すべきもの等を除き外注を実施し、効率化した人員は、リスク評価業務に充当。
- ・認定業務について、外部技術審査員の活用及び技能試験の外部一括委託により、増加する登録・認定件数を確実に実施。
- ・製品安全業務において、事故原因に関する調査能力を有する外部の技術専門家を積極的に活用するとともに、材料力学、腐食防食などの高度な専門知識を有する者の知見を活用することによって、増大した事故情報に対し、迅速かつ高度な処理を実施。
- ・講習関係業務において、大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングして業務の軽減・効率化を図った。
- ・講習関係業務において、電気の定期講習、特定ガス消費機器設置工事監督の資格・認定講習及び再講習の受講料収納（コンビニ・郵貯）について、収納代行業務を

アウトソーシングして業務の軽減・効率化を図った。

- ・講習関係業務において、電気定期講習の謝金・会場支払い等の業務について、支払代行業務をアウトソーシングして業務の軽減・効率化を図った。

#### 4. 機動的な内部組織の構築と人員配置

##### [中期目標]

業務遂行に最適な内部組織を構築する。支所の運用及び職員の配置について、経済産業局をはじめ地域の関係機関等と連携して製品事故に関する情報の収集・調査を的確に行う体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図る。

##### [中期計画]

業務遂行に最適な内部組織を構築する。一般管理費の削減に対応するため、支所を含めた一般管理業務のあり方について見直しを行う等、支所の運用及び職員の配置について、経済産業局をはじめ地域の関係機関等と連携して製品事故に関する情報の収集・調査を的確に行う体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図る。

##### [中期実績]

近隣支所との負担平準化などによる効率化を図り、限られた要員で最大限の効果が得られるように体制を構築し、業務を的確に実施した。

- ・製品安全担当調査官会議において近隣支所との役割分担の調整を行い、体制の最適化を随時実施。
- ・消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、機構の全国組織を活用して、消防、消費生活センター等の関係機関等と緊密な協力・連携を更に強化した。
- ・若手職員の部門間の積極的な異動など、各部門間の連携、職員のキャリアパス及び技術的能力向上を考慮した計画的な人員配置を実施。

#### 5. 業務の電子化の推進

##### [中期目標]

業務・システムの効率化を図るため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を行う。

##### [中期計画]

情報提供等の利便性向上に係る業務及び内部管理業務について体系的な整備を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき最適化計画を作成し、電子化を推進する。

#### [中期実績]

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に従い18年度に業務・システム見直し方針を策定。19年度に業務・システム最適化計画を策定し、本計画に従って3つのLAN（NITE-LAN、化学LAN、BIO-LAN）の統合及びサーバ・周辺機器の統合等情報基盤を刷新し情報システムの一元管理を実現。また、最適化計画にない効率化についても、積極的に実施した。

「情報システムに係る政府調達の基本指針」の求めるIT調達の透明性、公平性確保のため情報システムに係る調達規程を整備。調達審査会、CIO補佐官による審査を実施し応札事業者の増による競争性の向上を実現。また、IT調達以外の審査についても、積極的に実施した。

「第一次情報セキュリティ基本計画」（19年2月2日情報セキュリティ政策会議決定）に従い、情報セキュリティ基本方針（ポリシー）を19年度に策定。22年度までに情報セキュリティ関連規程類を整備。22年度には自己点検、監査を実施し情報セキュリティのPDCAサイクルを推進した。また、20年度から毎年全職員対象の情報セキュリティ教育を実施し職員のセキュリティリテラシーを高めた。さらに、個別システムの運用マニュアル・手順書を整備しセキュリティ対策の実質的な定着を図った。

## IV. 財務内容の改善に関する事項

#### [中期目標]

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。また、運営費交付金を充当して行う事業については、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。

1. 講習業務に係るものその他偶発的原因による場合を除き、平成22年度末において欠損金の繰り越しをしない。
2. 手数料収入、受託収入等の自己収入の増大に努める。

#### [中期計画]

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積りを含む。） 《別表1》

[運営費交付金の算定ルール]

$$\begin{aligned} \text{交付金額 } G_i = & [((A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta + (A_a(i-1) \times \zeta)) \times \alpha_a + \delta_a(i)] \\ & + [((B_b(i-1) - \delta_b(i-1)) \times \beta + (B_a(i-1) \times \zeta)) \times \alpha_b \times \gamma + \\ & \delta_b(i)] - [\varepsilon(i)] \end{aligned}$$

- ・ G (交付金額) : i は年度。
- ・  $A_a(i-1)$  : 直前の年度における運営費交付金対象事業 (注) に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・  $A_b(i-1)$  : 直前の年度における運営費交付金対象事業 (注) に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外
- ・  $B_a(i-1)$  : 直前の年度における運営費交付金対象事業 (注) に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分
- ・  $B_b(i-1)$  : 直前の年度における運営費交付金対象事業 (注) に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外
- ・  $\alpha_a$  (一般管理費効率化係数) : 前年度比 3% の削減
- ・  $\alpha_b$  (業務経費効率化係数) : 前年度比 1% の効率化
- ・  $\beta$  (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。
- ・  $\gamma$  (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・  $\delta_a(i)$ 、 $\delta_b(i)$  については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。
- ・  $\varepsilon(i)$  : 当該年度における利息収入等の見込額
- ・  $\zeta$  (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。

注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業である。

## 2. 収支計画 《別表 2》

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

## 3. 資金計画 《別表 3》

[中期実績]

1. 予算 《別表 1》
2. 収支計画 《別表 2》
3. 資金計画 《別表 3》

#### IV. 短期借入金の限度額

[中期計画]

- ・短期借入金の限度額：3,200,000,000円
- ・想定される理由：①運営費交付金の受入れの遅延  
②受託業務に係る経費の暫時立替え  
③電気工事士講習の受講者数変動に伴う資金的措置等

[中期実績]

なし

#### V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

[中期計画]

なし。

[中期実績]

なし

#### VI. 剰余金の使途

[中期計画]

知的基盤機関としてのパフォーマンスの向上のため、

- ・人材育成・能力開発・研修
- ・調査研究（例：ニーズ・シーズ調査等）
- ・学識経験者等の招へい
- ・先行投資（施設・設備等の購入）
- ・任期付職員の新規雇用
- ・講習関係業務

の使途に使用。

[中期実績]

なし

#### V. その他業務運営に関する重要事項

[中期目標]

独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

[中期実績]

独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、共同研究所との共同利用施設である「くらしとJISセンター」において、標準化関係業務を実施した。

VII. その他経済産業省令で定められた記載事項

[中期計画]

1. 施設・設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

施設の内容	予定額	財源
工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備	総額 6億円	施設整備費 補助金

(注) 上記予定額は、＜別表1＞の試算結果を掲げたものである。

[中期実績]

年度	施設の内容	確定額
18年度	個人情報セキュリティ確保のための必要な保護設備の整備	120百万円
19年度	サーバー室等整備	102百万円
20年度	エレベータ施設交換工事	117百万円
21年度	製品事故試験施設等整備	242百万円
22年度	本館外壁等改修	105百万円

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

[中期計画]

(1) 方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能なかぎり配置転換による人員を充てるとともに、外部機関及び外部人材の積極的活用により、常勤職員の抑制に努める。

(2) 人員に係る指標

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じて第二期末における常勤職員数を第一期末の95%以下に抑制する。

（参考）

- 1) 期初の常勤職員数 425人
- 2) 期末の常勤職員数 402人

・任期付き職員に限り受託業務の規模等に応じた必要最小限の人員の増加が有り得る。

[中期実績]

機構の第二期末の常勤職員数は、401名であり、前期末増減は△5.42%と目標を達成している。

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人員数（人）	424	416	411	405	396	401
人員削減率（%）	—	△1.9	△3.1	△4.5	△6.6	△5.4

※人員削減方式を採用している。

※上記人員数は、各年度1月1日の人員数。

※人員削減率は、17年度実績に対する削減率を示している。

### (3) その他人事に関する計画

[中期計画]

#### ① 企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

#### ② 任期付任用の促進

業務の実施テーマ等に沿った専門的人材等の任期付任用を積極的に行う。

#### ③ 業績の評価と反映

評価システムの導入・実施による、職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図る。

[中期実績]

#### ① 企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施及び人材育成のため経済産業省へ29名を出向させ、経済産業省から23名を受け入れた。また、NEDO及び産総研との人事交流も行った。

② 任期付任用の促進

業務の実施テーマ実施にあたり、より専門的な業務に対応するため、任期付研究員（招へい型、若手育成型）を任用し、業務実施を進めた。

③ 業績の評価と反映

職員の意欲向上を実現するため、目標管理を基礎とした職員の業績評価を実施し、その結果を毎年度の業績手当に反映した。

また、職員の適材適所の配置と適正な処遇を実現するため、18年度から20年度にかけて職務行動評価の試行を実施し、機構の特色を踏まえた改善に検討を重ね、21年度から本格導入し、その結果を23年1月1日の昇給に反映したほか、人事異動の参考資料として活用した。

《別表1》 予算（中期目標期間）

（単位：百万円）

区 別	計画額	決 算	差 額
収入			
運営費交付金	37,726	37,227	▲ 499
施設整備費補助金	600	690	90
受託収入	4,211	2,802	▲ 1,409
うち国からの受託収入	700	1,005	305
うちその他からの受託収入	3,511	1,797	▲ 1,714
その他収入	901	1,083	182
計	43,438	41,802	▲ 1,636
支出			
業務経費	32,223	31,648	575
施設整備費補助金	600	690	▲ 90
受託経費	4,211	2,800	1,411
一般管理費	6,404	5,483	921
計	43,438	40,621	2,817
収入			
講習関係収入	5,246	5,059	▲ 187
計	5,246	5,059	▲ 187
支出			
講習関係経費	5,246	4,349	897
計	5,246	4,349	897
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0

※ 百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

（決算額の説明）

1. 収入

- ・運営費交付金収入については、計画額は一般管理費効率化係数△3%、業務経費効率化係数△1%、物価上昇係数±0%、政策係数+1%、特定年度の一時的資金需要（δ）0円と仮定した場合における試算結果であり、決算額は毎年度の決算報告書上の決算額の合計額である。
- ・施設整備費補助金については、製品安全試験施設整備等の施設整備の合計である。
- ・受託収入の減額については、国からの受託収入の増を上回る国以外（特殊法人等）からの受託収入の減によるものである。
- ・その他収入の増額については、微生物等の分譲手数料、認定審査手数料等、自己収入の増加に努めたことによる。

《別表2》 収支計画（中期目標期間）

（単位：百万円）

区 別	計画額（注）	決 算	差 額
費用の部	45,720	40,548	5,172
經常費用	45,720	39,988	5,732
業務経費	29,123	28,106	1,017
受託経費	4,211	2,793	1,418
一般管理費	6,404	5,031	1,373
減価償却費	5,982	4,058	1,924
財務費用（利息）	0	84	▲ 84
臨時損失	0	476	▲ 476
収益の部	45,720	41,376	▲ 4,344
運営費交付金収益	34,626	34,665	39
受託収入	4,211	2,802	▲ 1,409
手数料収入	901	996	95
資産見返負債戻入	5,982	2,524	▲ 3,458
物品受贈益	0	3	3
臨時利益	0	386	386
純利益	0	828	828
目的積立金取崩額	0	290	290
総利益	0	1,118	1,118
費用の部	5,246	4,363	883
講習関係経費	5,246	4,363	883
収益の部	5,246	5,109	▲ 137
講習関係収入	5,246	5,109	▲ 137
純利益	0	746	746
目的積立金取崩額	0	84	84
総利益	0	830	830

※ 百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

（決算額の説明）

1. 費用の部

（1）經常経費

- ・業務経費の減額については、交付金及び自己収入充当業務の効率化により削減に努め

たこと等によるものである。

- ・一般管理費の減額については、間接業務の効率化により削減に努めたこと等によるものである。
- ・減価償却費の減額については、施設整備費補助金により取得した資産の有効利用に努めたことによるものである。

(2) 財務費用の決算額は、支払利息及び為替差損等の合計額である。

(3) 臨時損失の決算額は、固定資産除却損等である。

## 2. 収益の部

- ・運営費交付金収益の減額については、業務の効率化により運営費交付金の額を抑えたことによる。
- ・受託に係る経費決算額と収入決算額の差額については、購入した資産の未償却益によるものである。
- ・手数料収入の増額については、微生物等の分譲手数料、審査手数料等、自己収入の増加に努めたことによる。
- ・資産見返負債戻入の決算額は、現有資産の有効利用に努め、交付金原資での新規の資産取得を当初の想定より抑えたことによるものである。
- ・物品受贈益の決算額は、国等から無償譲与された消耗品費等によるものである。
- ・臨時利益の決算額は、固定資産売却益や、資産見返運営費交付金戻入等である。

## 3. 総利益

- ・講習関係以外の総利益の決算額は、収益化された運営費交付金債務残高のほか、消費税の還付金、及び受託収入で購入した資産の未償却益等である。
- ・講習関係の総利益は、当該業務が受講者数の変動があり5年間で収支が見合う設定となっているが、当初想定よりも業務の効率化に努めた結果、黒字となったもの。

《別表3》資金計画（中期目標期間）

（単位：百万円）

区 別	計画額	決 算	差 額
資金支出	48,684	47,106	1,578
業務活動による支出	44,984	40,982	4,002
投資活動による支出	3,700	3,203	497
財務活動による支出	0	1,217	▲1,217
資金増加額	0	1,704	▲1,704
資金収入	48,684	47,106	▲1,578
業務活動による収入	48,684	46,402	▲2,282
運営費交付金による収入	37,726	37,227	▲499
受託収入	4,211	3,026	▲1,185
講習関係収入	5,246	5,057	▲189
その他の収入	901	1,092	191
投資活動による収入	600	704	104
施設費による収入	600	690	90
その他の収入	0	14	14
財務活動による収入	0	0	0

※ 百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

（決算額の説明）

1. 資金支出

- ・業務活動による支出については、第二期中期目標期間中における業務活動による経費及び人件費の総支出額である。  
減少については、運営費交付金収入が減少したことによる。
- ・投資活動による支出については、第一期中期目標期間中における施設整備に要した工事経費等の支出額である。  
減少については施設費収入が減少したことによる。
- ・財務活動による支出については、ファイナンス・リース債務の返済による支出額である。

2. 資金収入

- ・業務活動による収入のその他の収入については、微生物等の分譲手数料、審査手数料等の手数料収入及び消費税の還付金等によるものである。  
受託収入の減少は、受託契約数の減少によるものである。  
講習関係収入の減少は、受講者数の減少によるものである。
- ・投資活動による収入については、施設整備費による収入等である。